

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成22年3月15日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分及び議案第10号の審査 .....	2
補足説明（教育総務部長、生涯学習部長）	
質疑（南野直司委員、安藤薫委員、渡辺慎吾委員、大澤千恵子委員）	
議案第30号の審査 .....	71
質疑（安藤薫委員）	
採決 .....	73
閉会の宣告 .....	73

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成22年3月15日(月) 午前10時 開会  
午後5時12分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 柴田繁勝 副委員長 大澤千恵子 委員 南野直司  
委員 渡辺慎吾 委員 安藤 薫

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 和島 剛  
教育総務部長 馬場 博 同部理事 市橋正己  
同部参事兼教育研究所長 以登田 毅 総務課長 岩見賢一郎  
同課参事 日垣智之 学務課長 大橋徹之 学校教育課長 前馬晋策  
同課参事 平松直樹 同課参事 奥野宏一 人権教育室長 北橋ひとみ  
生涯学習部長 大場房二郎 生涯学習スポーツ課長 小林寿弘  
同課参事 上 清隆 青少年課長 川崎敏康 同課参事 門川好博  
市民図書館長 高田繁夫 同館参事 石田一男

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 杉本 徹

### 1. 審査案件(審査順)

議案第1号 平成22年度摂津市一般会計予算所管分

議案第10号 平成21年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分

議案第30号 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○柴田繁勝委員長 おはようございます。  
ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうは、年度末で何かとお忙しい中、  
文教常任委員会をお持ちいただきまして、  
大変ありがとうございます。

本日は、平成22年度の一般会計予算  
所管分外2件についてご審査をいただき  
ますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご  
可決いただきますよう、よろしくお願  
いいたします。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は大澤委員  
を指名します。

審査の順序につきましては、さきに議  
案第1号所管分及び議案第10号所管分  
について一括で審査し、次に議案第30  
号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 異議なしと認め、そ  
のように決定いたします。

暫時休憩をいたします。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第10号所  
管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

馬場教育総務部長。

○馬場教育総務部長 それでは、議案第  
1号、平成22年度摂津市一般会計当初  
予算のうち、教育委員会にかかわります  
事項につきまして、まず歳入及び教育総  
務部に係る補足説明をさせていただきます。

予算書の16ページをお開きください。  
予算書16ページ、平成22年度予算、  
事項別明細書の歳出予算のうち、款9、  
教育費の総額は、30億1,458万3,  
000円で、これは前年度に比べまして  
7.9%、2億5,875万9,000  
円の減額となっております。

それでは、以下予算書の事項別明細書  
の目を追って、その主なものについてご  
説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、32ペー  
ジをお開きください。32ページの款1  
3、使用料及び手数料、項1、使用料、  
目6、教育使用料の主なものといたしま  
して、幼稚園の入園金及び保育料や各種  
スポーツ施設の使用料、学校開放に伴う  
学校施設等使用料、学童保育室保育料や  
公民館の使用料等となっております。

次に、38ページ、款14、国庫支出  
金、項2、国庫補助金、目4、教育費国  
庫補助金の主なものといたしましては、  
小・中学校の理科教育等設備整備費の補  
助金、支援教育就学奨励費補助金、幼稚  
園教育の振興を図るための就園奨励費補  
助金、義務教育施設整備費補助金として、  
鳥飼東小学校及び第二中学校の公共下水  
道供用開始に伴い、公共下水道に接続す  
る排水設備工事に伴う安全・安心な学校  
づくり補助金などでございます。

次に、46ページ、款15、府支出金、  
項2、府補助金、目8、教育費府補助金  
の主なものといたしまして、学童保育室  
の運営に対する放課後児童健全育成事業  
費補助金、小学校の校門に配置している  
受付員経費に対する学校安全交付金、子  
どもの安全で安心な居場所づくりと健全  
育成を図るため、各小学校で開催いたし  
ます放課後子ども教室推進事業に対する  
補助金や、49ページでは平成21年度  
からの2カ年事業である学力向上プラン

の実施を支援するための市町村支援プロジェクト事業補助金などでございます。

次に、54ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目1、奨学資金貸付金元金収入は、経済的理由により高等学校等への就学が困難な生徒に対し貸し付けいたしました奨学資金の償還金でございませう。

56ページからの項4、雑入、目2、雑入のうち、教育委員会に係る主なものといたしましては、59ページに記載いたしておりますが、小学校の給食物資購入にかかる学校給食費負担金、小学校等における事故に備える日本スポーツ振興センター掛金、摂津音楽祭審査料、水泳教室参加費などでございませう。

引き続きまして、歳出のうち、まず教育総務部にかかわる事項についてご説明申し上げます。

ページは162ページをお開きください。款9、教育費、項1、教育総務費、目1、教育委員会費は、教育委員の報酬ほか、その活動にかかる経費でございませう。

164ページ、目2、事務局費は、教育委員会事務局の運営全般にかかる経費で、職員の人件費を除く主なものといたしましては、165ページの賃金は、障害児介助員、障害児等支援員のほか、校務補助嘱託員の賃金でございませう。

同ページ、報償費は、新入学児童に対するランドセルの購入費でございませう。

同じく需用費は、小学校新1年生に貸与する防犯ブザーの購入費や、受付員の制服など安全対策事業に係る経費、また、コピーやパソコンなどOA機器や公用車両の管理経費などでございませう。

同ページの委託料は、児童の通学時における交通の安全を確保する交通専従員業務委託料、安全対策事業として、小学

校及び幼稚園での来訪者受付員等の委託料でございませう。

167ページ、使用料及び賃借料の主なものとしては、支援学校などへ通学する肢体不自由児の児童・生徒に対し、自宅から通学のバス停などまでのタクシーによる送迎経費でございませう。

同ページ、貸付金は、経済的理由により高等学校等への進学が困難な生徒への奨学資金でございませう。

目3、教育研究所費は、教育研究所の運営にかかわる経費で、主なものといたしましては、不登校や家庭問題など、さまざまな問題事象への教育相談等に要する経費で、スクールカウンセラーに係る教育指導嘱託員報酬、職員研修などに要する報償費のほか、169ページの教育研究会補助金などでございませう。

目4、教育指導費は、教育指導並びに職員の支出向上を図るための研修経費等で、主なものといたしましては、各学校にサポートチームをつくり、子育ての悩みや不安を抱く各家庭に対する具体的な支援を行い、子どもの学校生活を充実させる、学校・家庭連携支援モデル事業に係る家庭教育相談員の賃金、子どもたちが主体的に本に親しめるよう全小・中学校に配置いたします、学校読書活動推進サポーターに係る賃金、同じく全小学校に新1年生がスムーズに学校生活になじめるよう配置いたします、学級補助員に係る賃金、児童・生徒の家庭学習習慣の定着と学力向上を図るための学習サポーターに要する報償費、国際理解教育のための小・中学校の英語指導助手派遣に係る委託料、学力向上プラン推進支援事業に係る教材機器の購入経費や各種研究会等への補助金などでございませう。

目5、教育推進費では、報償費として、中国帰国子女の日本語指導のための講師

派遣に係る経費が主なものでございます。

同ページ、目6、人権教育指導費は、人権教育研究会補助金とその主なものでございます。

次に、170ページからの項2、小学校費、目1、学校管理費は、小学校10校の学校運営のための消耗品、光熱水費、備品購入費等の経費で、施設の維持管理のための委託点検経費及び施設や設備の維持補修のための経費でございます。

173ページ、工事請負費は、鳥飼東小学校における公共下水道への接続工事の経費となっております。

目2、教育振興費は、国庫補助の対象となります理科・算数教材器具購入のための備品購入費、経済的理由により就学困難な児童に対する扶助費などがございます。

目3、保健衛生費は、学校保健安全法に基づき委嘱いたしております学校医等に対する報酬や、児童、教職員に対する各種健康診断委託等の経費でございます。

続きまして、174ページ、目4、学校給食費は、小学校給食に要する経費で、主なものといたしましては、非常勤の給食調理に係る賃金、給食施設等の維持補修に係る修繕料、給食食材の賄材料費や摂津小学校給食調理場のドライ運用施設への移転新設に伴う実施設計委託料、鳥飼西小学校及び鳥飼北小学校の給食調理業務に係る委託料及び経済的理由により就学困難な児童の給食費に対する扶助費等でございます。

同ページ、目5、支援学級費は、小学校の支援学級の運営経費でございます。

目6、建設事業費は、千里丘小学校体育館の耐震工事に係る実施設計費などの経費でございます。

続きまして、同ページからの項3、中学校費、目1、学校管理費は、中学校5

校の管理運営のための消耗品、光熱水費、備品購入費等の経費、施設の維持管理のための委託点検経費及び施設や設備の補修のための経費となっております。

また、177ページの工事請負費は、第二中学校の公共下水道接続工事と、平成21年度に中学校の普通教室にエアコンを設置したことによる第一中学校、第二中学校、第三中学校の暖房用のボイラー用灯油貯蔵タンク廃止の経費などがございます。

続きまして、同ページ、目2、教育振興費は、小学校と同様、国庫補助対象となる教育に必要な備品の購入に要する経費や、経済的理由により就学困難な生徒に対する扶助費などがございます。

178ページ、目3、保健衛生費は、小学校と同様に、学校医等に対する報酬及び生徒、教職員に対する各種健康診断などの経費でございます。

同ページ、目4、支援学級費は、中学校の支援学級の運営経費等でございます。

次に、同ページから次ページの項4、幼稚園費、目1、幼稚園管理費は、幼稚園3園の運営のための消耗品、光熱水費、備品購入費等の経費及び幼稚園施設設備の修繕や保守点検等に揺する経費、また委託料では、平成24年4月に「(仮称)べふこども園」を開設するために必要な、べふ幼稚園改修のための実施設計等に係る経費でございます。

続いて、目2、教育振興費は、幼稚園教育の振興を図るための私立幼稚園就園奨励費補助金、また、私立幼稚園園児の保護者に対する保育料の負担軽減を図るための、私立幼稚園園児保護者補助金などがございます。

最後に、同ページから183ページにわたる、目3、保健衛生費では、小学校、中学校と同様、園医等に対する報酬及び

各種健康診断委託等の経費でございます。

以上、教育委員会にかかわります歳入と、教育総務部にかかわります歳出予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 大場生涯学習部長。

○大場生涯学習部長 おはようございます。

議案第1号、平成22年度摂津市一般会計当初予算の歳出のうち、生涯学習部にかかわる部分につきまして、事項別明細書の目を追って、主なものについて補足説明を申し上げます。

初めに、182ページ、款9、教育費、項5、社会教育費、目1、社会教育総務費につきましては、社会教育委員報酬や生涯学習研修会の開催に係る報償金、大阪府社会教育振興協議会負担金等でございます。

184ページ、目2、文化振興費につきましては、文化振興市民会議委員やせつつ生涯学習大学、生涯学習まちづくり学部、スポーツ健康学部への講師への報償金のほか、美術展、演劇祭、芸能文化祭、音楽祭、フレッシュコンサート、生涯学習フェスティバルなど、各種文化振興事業に要する委託料などのほか、文化、スポーツ情報を集めたイベントカレンダー作成委託料でございます。

目3、青少年対策費につきましては、学童保育室事業や青少年健全育成に係る各種事業、青少年関係団体育成事業に要する経費でございます。

186ページでは、放課後子ども教室運営委託料のほか、新規といたしましては、学童保育室保育料の口座振替を導入するための学童保育システム借上げ料、また摂津学童保育室の改修工事費でございます。

目4、公民教育費につきましては、生涯学習まちづくり推進市民会議の委員報

償金、家庭教育学級運営委託料などでございます。

目5、公民館費につきましては、市立公民館5館の館長報酬を初め公民館運営審議会委員報酬、公民館に配置されている13名の社会教育指導嘱託員報酬、各種公民館講座開催にかかわる報償金、各公民館まつりに要する経費、各公民館の運営、維持補修に要する経費などございます。

188ページ、目6、文化財保護費につきましては、文化財保護審議会委員報酬のほか、市内の文化財などを保護・保存するために要する経費でございます。

190ページ、項6、図書館費、目1、図書館総務費につきましては、新規といたしまして、摂津市史編さんに係る社会教育指導嘱託員報酬のほか、図書館協議会委員報酬、鳥飼図書館センターの運営を摂津市施設管理公社に業務委託する経費等でございます。

目2、図書館管理費につきましては、市民図書館と鳥飼図書館センターの維持管理に要する経費及び図書館の電算システムに要する経費等でございます。

192ページ、項7、保健体育費、目1、保健体育総務費につきましては、スポーツの振興を図るためご尽力いただいております体育指導委員報酬、次に194ページでは、社会体育施設に係る施設賠償責任保険料、大阪府体育指導委員連絡協議会負担金や大阪府体育連合負担金など各種負担金でございます。

目2、体育振興費につきましては、市長杯総合スポーツ大会、市民マラソン大会開催などに係る委託料のほか、体育協会を初めとする社会体育団体及び地区市民体育祭実施に係る補助金などございます。

目3、体育施設費につきましては、社

会体育施設の指定管理者への委託料のほか、大阪府立吹田支援学校鳥飼校グラウンドの開放に伴う管理委託料、小・中学校のグラウンド、体育館の開放に伴う学校開放運営委員会への委託料、味生体育館用地の土地借り上げ料などでございます。

以上、生涯学習部にかかわります補足説明といたします。

○柴田繁勝委員長 馬場教育総務部長。

○馬場教育総務部長 それでは、一括上程されました議案第10号、平成21年度摂津市一般会計補正予算（第8号）のうち、教育委員会にかかわります部分につきまして、一括して私の方からご説明申し上げます。

まず、補正予算の2ページの第1表、歳入歳出予算補正のうち、3ページの歳出でございますが、款9、教育の補正前の額は40億576万6,000円から、1億2,119万4,000円を減額し、補正後の予算額を38億8,455万2,000円といたしますのでございます。

次に、5ページ、第2表、繰越明許費のうち、教育委員会にかかわりますものについて説明をさせていただきます。

款9、教育費、項1、教育総務費、教育研究所移転事務事業以下、全部で9事業の繰越明許費がございますが、さきにお配りさせていただいております参考資料に沿って、ご説明させていただきますので、参考資料の方をごらんいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、参考資料の教育研究所移転事務事業は、現在の男女共同参画センターに教育研究所を移転し、その機能を充実させるため、施設改修を行う工事費用であり、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源の一部として充当いたしますが、

この臨時交付金は平成22年1月以降の補正予算が対象となりますことから、今回の補正において計上し、全額を繰り越して執行いたすものでございます。

次に、教育施設ICT環境整備関連の各事業でございますが、予算項目の関係で、事業名は5つに分かれておりますが、内容といたしましてはすべて関連している事業でございます。

まず学校等ICT環境整備事業は、昨年10月の第3回定例会で補正をご可決いただきました、学校のデジタルテレビや電子黒板、教科用及び校務用パソコン等の購入経費でございますが、校内LAN工事、地上デジタル対応設備改修工事と関連しております関係上、全額を繰り越しいたすものでございます。

次に、小学校、中学校、幼稚園の各施設運営事業及び公民館改修事業は、学校の校内LAN工事及び地上デジタル対応設備改修工事の経費で、国の緊急経済対策に伴う、安全・安心な学校づくり交付金の対象事業でございます。

学校等ICT環境整備事業と同じく昨年の10月の第3回定例会で補正をご可決いただいておりますが、交付決定が本年1月4日付で通知がありました関係上、年度内工事の完了見込みができないことから、全額を繰り越して執行いたすものでございます。

したがって、先ほどのデジタルテレビや電子黒板、パソコンの購入につきましても、これらの工事が完成しなければ設置できないため、繰り越しをしたものでございます。

次に、耐震補強関係ですが、小学校、中学校、幼稚園の3事業につきましても、当初の予定では、平成22年度の当初予算にて計上すべきところ、昨年の国の一次補正において、前倒しの補助採択の調

査が参りましたことから、昨年10月の第3回定例会で補正のご可決をいただき、より有利に交付金を確保すべきことから、国費申請を行ったものであり、工事につきましては、当初の予定どおり平成22年度に行うため、予算を全額繰り越して執行するものでございます。

なお、財源内訳のうち、校内LAN工事及び地上デジタル対応設備改修工事につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金の対象でございますが、現時点ではその臨時交付金の額が確定しておりませんので、臨時交付金の欄に記載はいたしておりません。

今後、充当金額が決まりましたら、地方債、一般財源など組みかえを行い補正をさせていただきます予定でございます。

なお、参考に、22年度の執行予定を月別に記載させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、繰越明許費の説明とさせていただきます。

続きまして、補正予算書、6ページをごらんください。補正予算書、6ページ、第3表、債務負担行為の補正でございます。小学校用副読本作成事業でございますが、副読本の納入時期が平成23年4月1日以降となりますことから、期間を平成21年度から23年度までとし、期間変更をするものでございます。

次に、11ページからの歳入歳出補正予算、事項別明細書で目を追って、主なものについて説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、18ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業補助金は、事業の確定に伴い減額するものでございます。

次ページの、スクールガード・リーダー

配置事業補助金につきましては、当初は大阪府の補助事業でございましたが、その後、事業実施時期において、スクールガード・リーダーが大阪府から直接派遣されたことにより、全額を減額するものでございます。

次に、項3、委託金、目4、教育費委託金の減額につきましても、事業実施時におきまして、先ほどと同じように、大阪府から直接スクールソーシャルワーカーの派遣がございましたので、全額を減額いたすものでございます。

続きまして、歳出のうち職員の人件費を除く項目につきましてご説明申し上げます。

まず、64ページの款9、教育費、項1、教育総務費、目1、教育委員会費の減額は、研修参加の負担金、分担金の執行差金となっております。

同ページから次ページにわたります、目2、事務局費の減額は、校務補助嘱託員賃金の差金や、奨学資金貸付金の対象者の減少などによるものでございます。

目3、教育研究所費の増額は、先ほど繰越明許費で説明させていただきましたが、教育研究所移転に伴い、現在の男女共同参画センターを改修するための工事費などの計上をさせていただいております。

特定財源として、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当するため、今回の補正に計上させていただきましたが、平成22年度に全額を繰り越して工事を行うものでございます。

目4、教育指導費の減額は、事業の精査及び学習サポーター賃金や入札などの執行差金によるものでございます。

目5、教育推進費及び目6、人権教育指導費の減額は、ともに事業の精査によるものでございます。

次に、68ページの、項2、小学校費のうち、目1、学校管理費の減額は、事業の精査などによる不用額となっております。

目6、建設事業費の減額は、耐震2次診断が昨年8月に完了し、その結果、Is値0.3未満の建物についてのみ耐震工事実施設計を委託したことによる不用額となっております。

なお、当初予算では、5校7棟の予算を計上いたしましたでしたが、実施設計を行いましたのは、鳥飼小学校の体育館と給食棟だけでございます。

項3、中学校費のうち、目1、学校管理費の減額は、事業精査及び入札差金に伴う不用額でございます。

目5、建設事業費につきましては、小学校費と同様、Is値0.3未満の建物について耐震工事実施設計を委託したことによる不用額でございます。

当初予算では、4校4棟の体育館の実施設計を計上いたしておりましたが、診断の結果、第一中学校と第四中学校の体育館について実施設計を行ったものでございます。

次に、70ページ、項4、幼稚園費の減額につきましては、事業の精査による不用額でございます。

項5、社会教育費のうち、目2、文化振興費の減額につきましては、ロビーコンサートに係る経費などを精査したことによる不用額などとなっております。

目3、青少年対策費の主な減額は、学童保育室補助指導員の配置人数減に伴う賃金の減額のほか、摂津学童保育室設計委託に係る入札差金、放課後子ども教室運営委託料の事業精査などによるものでございます。

72ページのみ4、公民教育費の減額につきましては、家庭教育学級数の減に

よる委託料の不用額でございます。

目5、公民館費の減額につきましては、需用費の光熱水費などの精査及び入札差金に伴う不用額でございます。

目6、文化財保護費の減額につきましては、埋蔵文化財調査に係る臨時職員賃金の不用額でございます。

74ページ、項6、図書館費、目1、図書館総務費の減額につきましては、協議会開催回数の減少に伴う委員報酬の不用額によるものでございます。

項7、保健体育費、目1、保健体育総務費の減額は、体育指導員の活動に伴う費用弁償の不用額などでございます。

目2、体育振興費の減額は、全国大会出場者に対する補助金の不用額などでございます。

最後に、同ページのみ3、体育施設費の減額につきましては、入札差金に伴う不用額でございます。

以上、教育委員会全体にかかわります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を、お願いいたします。

南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

それでは、予算概要を中心に何点かお聞かせをいただきたいと思っております。

まず、112ページの、小中一貫教育推進事業ということで計上していただいております。摂津市の教育改革のキーワードとして、今回、小中連携から小中一貫教育へということでフォーラムの方でもお話しいただいたんですけれども、本会議等であったかもしれないけれども、改めてこの事業の中身について、お聞かせいただきたいと思っております。

それから118ページの、小学校給食調理場改善事業についてでございます。公明党としまして、代表質問でさせていただいたんですけれども、摂津小学校の給食調理場の老朽化に伴って、隣の味舌体育館を閉鎖して、そこに建て直すということで、その給食調理場を建てられて、その残地の部分のという観点からちょっと質問をさせていただいたんですけれども、今回、委員会でお聞きしたいのは、現在味舌体育館を利用されている各種団体の方の対応ですね、具体的にどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、同じく118ページに計上していただいております中学校施設運営事業、それからまた今回先ほど補足説明などもございましたけれども、四中と一中の耐震補強事業ということで、この際ちょっとお聞きしておきたいんですけれども、これは一中のことなんですけれども、都市整備部にもちょっと関係することかなと思うんですけれども。

南千里丘まちづくりに伴いまして、先般開業式がありまして、セレモニーがあったんですけれども、一中のプールの横に、マンションが建ちます。その件に関しまして、保護者の方からやっぱり見えないように何か設置をしていただけないんですかという声は聞いております。

教育委員会としてもそういった声を聞いていただいていると思うんですけれども、答えられる範囲で、どのようにプールの改修等々考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、122ページの幼稚園管理事業についてでございます。今回、べふ幼稚園と別府保育所と幼保一元化ということで考えていただきまして、実施していただくということなんですけれども、

せつつ幼稚園における保育時間の延長ということで、預かり保育を実施していただきますけれども、その具体的なシステムというんですか、事業の中身についてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、132ページの埋蔵文化財調査事業について、これもちょっと事業の中身についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、134ページの図書館運営事業について、今回、インターネットを利用して本の貸し出し予約ができると、あわせてコミュニティプラザにおいても本の返却と貸し出しを行いますということなんですけれども、これについてもちょっと具体的に聞かせていただきたいと思います。

それから、これが最後です。138ページの体育施設維持管理事業についてでございます。本会議でも質問があったかもしれないけれども、鳥飼高校の跡地に、この4月から府立の吹田支援学校の分校が開校するというので、一般市民の方への貸し出しはグラウンドのみということですね。それから市が窓口になってやっていただくということなんですけれども、あと体育館とか、そういった校舎の部分はどうなっているのかと。その辺も具体的な中身ですね、聞かせていただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 答弁を求めます。

前馬課長。

○前馬学校教育課長 おはようございます。

それでは、小中一貫教育推進事業にかかわりますご質問に対してご答弁申し上げます。

さまざまな学力調査、体力調査等で本市の子どもたちの学力や運動に関する力の実態は、非常に深刻な状況がございま

す。

この深刻な状況にかかわって、だれが悪いと、犯人捜しをしても無意味なことである。みんなで連携して取り組みを進めていかなければならない。最近のフォーラムでも訴えてきたところでもあります。

小学校と中学校の段差が問題視されましたが、やはり義務教育が一つになって、子どもたちに生きる力をはぐくんでいくこと、これが重要なことであると考えております。

これまで連携教育ということで、小学校と中学校が手を取り合って取り組みを進めていくということでございましたが、より系統性、一貫性、継続性を重視して、義務教育が一つになって取り組みを進めていくということで、今回この小中一貫教育推進事業を進めていくものでございます。

具体的な中身としましては、学力の問題、あるいは生徒指導の問題を中心に、小学校、中学校が一貫した取り組みを進めてまいります。

また、この取り組みについてこれまでに以上に情報発信して、保護者、地域からの理解も得たいと考えております。

なお、学校教育法の改正に伴いまして、義務教育という新しい章もできまして、小学校、中学校が今まで以上に一つになって子どもたちの力を保障していくという法的な裏づけもございます。そういったことを背景にしながら取り組みを進めてまいります。

また義務教育が一つになることで、就学前教育との接続というものもより一層目が向けられるのではないかと期待しております。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、南千里丘の開発、マンションの建設に伴いまして、

第一中学校プールの屋根、目隠し等できないかということのご質問かと思えます。それに対してお答えさせていただきます。

この開発にかかわりましては、当初より開発業者から相談があったときに、我々教育委員会といたしましても、高層のマンションが建つということでもございましたので、何か対策をと、このプールの水泳授業時間中、のぞかれるといいますが、やはり今の時代ですので、いろんな望遠のカメラとか等々ございますので、そういったことを心配をいたしまして、何か対策はできないかということで、強く開発業者に申し入れをしておりました。

その結果、一応全面の屋根というものは、これはちょっと無理なものでございますので、プールサイドにかけて、今のプールの東側、新しくできました福祉会館から入ってきます道のきわと、それと北側のテニスコート側について、プールサイドに沿って屋根を設置するということと、横、サイドに目隠しのパネルを設置するということで話を進めてまいりました。

ただ、この話を進めていく中で、どうしても構造物が建築確認を伴う構造物でございますので、開発業者の方もかなり苦慮した模様でございます。

結果、この年明けに、建築確認は要らないようにということで、屋根の部分パンチングメタル、アルミの板でございますけれども、それに小さな穴を開けたものですね。透過率としまして、16.4%になりますけれども、そういったものを屋根の部分に設置をしていただけないということで、回答をいただいております。このことによりまして、建築確認は不要ということになりました。

この工事につきましては、予定で、きよ

う、本日3月15日から基礎の工事を行いまして、3月末までには完了を目指したいということで、工程表をいただいておりますのでございます。

ただし1点、プールの東側の新しい道ができた部分のところなんです、ここに水道ですね、プールへの水道と学校施設の受水槽への大きなメーターが2か所ございます。そこを75ミリの給水管が埋設しておりますことから、この部分についてはどうしても基礎を打てないということで、後日何らかの横から見えない対策を再度考えるということで、業者の方から回答をいただいております。

したがいまして、このプールが始まる連休明けまでには、横からも見えないような形のものを設置するというので、よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります3点につきまして、ご答弁させていただきます。

まず、味舌体育館の閉鎖に伴う利用者への周知でございますけれども、味舌体育館につきましては、昭和63年から社会体育施設の一つとしてご利用いただいていたわけでございます。今回、摂津小学校の給食調理場改修に伴いまして、体育施設の担当課といたしましては、まことに残念ではあるんですけども、施設の老朽化、またもともとの学校施設であったこと、子どもたちへの食を通した健康づくりにつながるということで、廃止を決断したところでございます。

味舌体育館では、主にバドミントンや卓球、空手、合気道といった武道系の方に多く利用されております。

味舌体育館につきましては、老朽化が

進んでいる関係上、平成20年度に開設いたしました味舌・三宅両スポーツセンターへの利用者の移行も見られているわけでございますけれども、現在、そこを拠点に活動されている方もおられますので、早いうちに味舌体育館が閉鎖となるということを知りまして、正雀体育館、鳥飼体育館、味生体育館等への活動拠点の移行を周知していきたいと考えております。

周知方法につきましては、ポスターの掲示も含め、味舌体育館の申請窓口であります正雀体育館にも、利用者の方への周知をできるだけ早く行っていきたいと考えております。

次に、埋蔵文化財事業についてでございますけれども、摂津市内には23か所の埋蔵文化財の包蔵地というものがございます。その中で、例えば埋蔵文化財の包蔵地内で土木工事等の開発工事が行われる場合、工事着手予定日の60日前までに、市の教育委員会を経由して、大阪府の方に届け出が必要となるといった手続等もあります。

また、市の職員も埋蔵文化財の包蔵地、また包蔵地の周辺地域で、そういった開発事業が行われるときには、立ち会い、また試掘調査を行う中で、現場に出向きまして、その進捗状況を確認しておりますのでございます。年間20回程度、専門職員が出向きまして確認をしているところでございます。

次に、鳥飼高等学校跡地の吹田支援学校鳥飼校の開放にかかわるものでございますけれども、平成22年4月の開校に向け、現在大阪府の担当課であります支援教育課との間で、大阪府立高等学校等の体育施設の開放に伴う教育財産の管理に関する規定、府立吹田支援学校鳥飼校における体育施設、運動場の開放実施要

綱、こういったもので協定を交わす予定です。学校教育に支障のない土日祝日に、開放を行いたいと思っております。

利用団体については引き続き登録団体制としまして、管理指導員を必ず置いていただく、必ずごみとかは持って帰っていただくと、そういったルールを4月に登録団体を対象とした説明会で行いたいと思っております。

それと、月曜日にはきっちりとした状態で返すということで、シルバー人材センターの職員の方を最終の2時間程度つけさせていただいて、清掃等を行っていただきたいと思っております。

それと、グラウンドに加えての体育館なり他の施設も開放ということなんですけれども、吹田支援学校の現在の校長先生、教頭先生、大阪府ともお話しをして、本市としては要望をさせていただいておるんですけれども、支援学校という特性上、子どもたちの安全、また支援学校として、こういった大規模な施設を管理するのは初めてであるといったことも踏まえて、まず現状のグラウンドの開放状況を見させていただいて、その中で追って考えさせていただくという回答をいただいております。担当課としましては、引き続き要望はしていきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 高田館長。

○高田市民図書館長 6番目の図書館に関しますご質問でございますが、ご答弁申し上げます。

安威川以北につきましては、千里丘公民館におきまして予約本の受け取りと返却を実施させていただいております。今まで福祉会館に図書室がございましたが、かわりにとはならないですが、コミュニティプラザにおきましても予約本の受け取りと返却ができるようにいたすわけ

でございます。

その運営と申しますか、搬送につきましては、教育委員会総務課の学校との連絡便により収集をお願いいたす予定でございます。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 せつつ幼稚園の預かり保育に係るご質問にご答弁申し上げます。

幼稚園のいわゆる預かり保育につきましては、地域の実情や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動ということで、幼稚園教育要領に記載されております。

本市におきましても、この預かり保育につきましては課題であったわけですが、平成22年度試行実施をさせていただいて、23年度から本格的に実施をさせていただきたいということで考えております。

試行の実施時期、また実施日数、定員、それと料金等については、もう少し検討をさせていただきたいというふうに考えておりますが、実施の趣旨、目的といたしましては、保護者の子育て支援ということで、在園児を対象に保育時間、保育終了、通常の保育の終了時間が2時でございますから、2時から4時までの間ということで、預かり保育を実施させていただきたいということで考えております。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 ありがとうございます。

まず1点目の、小中一貫教育推進事業についてご答弁いただきました。先日、私も教育改革フォーラムに出させていただきまして、約200名ほど参加されたということで認識しております。アンケートもインターネットで公開されておまして、見させていただきまして、すぐいい意見もあって、多くの方が得るもの

が大きかったのかなと、私自身本当に認識しているところなんですけれども。

私も保護者の立場から参加させていただきましたし、それから私の子どもが通っている小学校の保護者の方も何名か参加しておりまして、さまざまな意見を聞いたんですけれども、非常によかったという意見が多かったです。

前から言っていたんですけれども、今、三宅柳田小学校多目的ホールで開催されましたけれども、できたら各小学校なり、ちょっとそういう単位で、僕はもっとより多くの方にそういう教育委員会の方針であったり、そういうことを本当に生の声を聞いていただきたいなと思うんですけれども。その辺どのように考えていただいているか、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、小学校給食調理場改善事業に関しまして、味舌体育館の利用の方の対応ということで、ご答弁いただきました。

やっぱり卓球とかバドミントンとか、それから空手等々されておりまして、やはり近くの市民体育館も閉鎖いたしましたし、味舌体育館も閉鎖するというところで、やっぱりあの辺の以北、正雀体育館やスポーツセンターが二つございまして、施設等はあるんですけれども、その辺もまた将来体育施設として多くの方からの声もありますし、ちょっと今財政が厳しい状況でございますけれども、その辺は視野に入れて検討していただきたいなと思います。これは要望としておきます。

それから、一中のプールについてご答弁いただきまして、もうきょうから工事をされているそうで、認識しておりますでした。開発の業者さんが設置して下さるということで、ありがとうございます。わかりました。

それから、幼稚園管理事業についてご答弁いただきまして、平成23年度から実施、いろいろ検討しながら実施ということでご答弁いただきました。子育て支援の観点から、せつつ幼稚園からされるということで、またとりかい幼稚園等々もございまして、その辺もまた検討していただくかなと思います。本当に働く保護者の方の支援になると思いますので、また前向きに市全体でそういった観点を検討していただきますように、よろしくお願いいたします。

それから、埋蔵文化財の調査事業について、ちょっとご答弁いただきまして、昨年2月に明和池の遺跡の調査報告書をいただきまして、ちょっと見させていただきました。

この明和池の調査も、今後も続けていくという、市内で23か所あるということなんですけれども、この発掘された飛鳥土器等々あると思うんですけれども、私ちょっと認識、弥生土器とか土馬とか、現在保管されている場所とか、今後またどこかに保管されるとか、もしその辺ありましたら、お答え、教えていただきたいなと思います。お願いします。

それから、図書館運営事業についてです。インターネットで予約をして、コミュニティプラザの方に行くんですね。これはコミュニティプラザだけですね。例えば安威川図書館であったり、鳥飼図書センターは、これは一緒に近くの図書館に取りに行く。市全体としてネットで予約したのはコミュニティプラザに取りに行くということではないんですかね。

ちょっとその辺、ネットで市のホームページからの予約方法、その辺、詳しく教えていただいたらありがたいなと思いますので、お願いします。

それから、体育施設の維持管理事業に

ついて、鳥飼高校の跡地のグラウンド利用について、また体育館や校舎においても要望をいただいているということなんで、特別な事情があると思いますが、できる範囲で、土日祝、また平日も、どうでしょうね。市民の多くの方が利用できるように、できる範囲で利用できるように要望していただきたいなと思います。

以上で、2回目終わります。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 教育改革フォーラムにお越しいただきありがとうございます。194名のご参加を今回いただきました。

アンケートのまとめ等もホームページで公開しておるところでございますが、そのアンケートによりますと、もっと各学校の発信が欲しい。あるいは全体会で一方的に大学の先生の話聞くのではなく、分科会等を開いて、もっとやりとりをしたい、そんなご意見もございました。

今後そういう意見を受けて、さらにきめ細かな情報発信を行っていきたいと思います。

その1点としては、学校からの発信が現在余りにも弱い状況があるのではないかと考えています。今回、味生小学校の校長の実践報告がございましたが、その実践報告についての評判が大変よかった状況でございます。各学校が生の声で現在の取り組みを発信すること、これが必要であると考えています。さまざまな機会を持つように指導も強めてまいりたいと考えております。

それともう一点は、教育委員会事務局の我々が、さらにさまざまな現場へ足を運ぶことも重要かと考えています。市のPTA協議会等とも連携しながら、取り組みをきめ細かに今後進めてまいりたい

と思っております。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 明和池の遺跡から発掘された埋蔵文化財の保管なり展示方法でございますけれども、現在、明和池遺跡から出土しました埋蔵文化財につきましては、生涯学習スポーツ課の方で保管しておりまして、出土した遺物はコンテナに換算しまして30箱程度ございました。

その中には、委員もおっしゃいましたように、弥生時代、古墳時代、そういった時代の土器なども多く出ておりますし、雨ごいなどの祭祀の要素が強い土馬の頭部、そういったものも出ております。

摂津市内でこのように多くの土器が出土した例は初めてでございますので、できるだけ多くの方に成果を見ていただきたいと考えております。

例えば、公民館での巡回展であったり、摂津市駅前のコミュニティプラザの1階の展示場であったり、また鳥飼にあります教育研究所が男女共同参画センターに移転されますので、その跡を活用した展示なども、効果的なものかなと考えております。できるだけ多くの方に市内のこういった貴重な先人の遺産を伝えていきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 高田館長。

○高田市民図書館長 インターネット予約につきましては、蔵書分のみ、各自のインターネットにより予約を入れていただき、市民図書館、鳥飼図書センター、千里丘公民館に加えて、コミュニティプラザにおきまして受け取りができるようにさせていただきます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 ありがとうございます。

小中一貫教育について、フォーラムの

話もしていただきまして、教育長からのお話もあったんですけれども、やっぱり学校と地域と家庭の連携という部分で、いつも思うんですけれども、家庭としまして、保護者として子どもに対していろんな教材を見てあげたりすることはできるんですけれども、地域としてどういうことを僕はしてあげられるのかなと、つね日ごろいつも考えているんですけれども、それが本当に一番保護者にとっては、地域で連携をして、例えば学力アップなりしていくということですね。これは本当に難しいことやなど。自分のできる範囲って、本当に狭いなと思うんですけれども。

その辺のもし、キーワードなんかありましたら、先ほど私、ちょっと言わせてもらいましたけれども、各小学校なり中学校に教育委員会として行っていただいて、そういった小単位のフォーラムを開催していただいて、その辺のキーワードをもっともっと訴えていただいたらいいなと思いますので、またそのことも視野に入れて、今後検討していただきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

あと、埋蔵文化財について、30箱あるというふうにご答弁いただきまして、多くの市民の方に、その市の貴重な遺産ですから、見ていただくように、また検討していただいていると思いますけれども、どうかまたよろしくお願いをしたいと思います。

それから、図書館運営について、インターネット予約のご答弁いただきましてありがとうございます。本の貸し出しだけじゃなくて、これは施設等々の予約も今後インターネット等でできるように、また推進していただきますように、よろしくお願いをいたします。

○柴田繁勝委員長 南野委員の質問は終

わりました。

安藤委員。

○安藤薫委員 それではよろしくお願いをします。

幾つか、予算概要を中心でお聞きしたいと思います。できるだけ担当されている課ごとにまとめてお聞きしたいと思いますので、お願いをいたします。

順不同になりますが、お許してください。

最初に、学校教育課に関してですけれども、概要の106ページにございます非常勤職員等雇用事業で、障害児介助員の賃金、障害児等支援員の賃金、どちらもここ平成20年、21年、22年と増額になってきております。障害を持っている子どもたちの安全・安心に学校生活を送られるという意味で、非常に大事な役割を担っておられるのではないかと思うわけですけれども、新年度、増額にはなっていますが、人数でいきますと、介助員の方がふえていないで、そのままになっています。その点、障害を持っている支援を必要としている子どもが、新年度ふえていないのかどうか。

介助員さん、それから支援員さんは不足していないのか。また国府のこうした援助はないのかという、基本的なことをお聞きしたいと思います。

それから学力定着度調査事業、112ページでございます。代表質問でのご答弁でもありましたように、全国学力学習状況調査が悉皆調査から抽出になったと。抽出するのは全体の約3割ですけれども、希望するところについては受けられるということで、先般の報道などを見ても、手を挙げて希望される学校が多いと。大阪府でも9割以上の学校、市町村が参加しているということでございますが、これまで、5年以上になるんでしょうか、摂津市独自で学力定着度テストというの

が行われてきたと。6年生と中3、途中から全国学力学習状況調査が入ったことによって、5年生と中2になったかと思えます。平行してやってこられたものを、今回は全国学力学習状況調査の方に手を挙げられて、そちらをやると、定着度テストに振りかえるような形で、私の理解なんです。

そんなふうにやられるということではありますが、これまでの系統的に行ってきた定着度テストに変えて、全国学力学習状況調査を入れるということ、今までのご説明でいくと両方大事なんだというご説明があったんですけども、これを一つにまとめられたことについて、ちょっとご説明をいただきたいということでございます。

それから、全国学力学習状況調査については、3年間やって一定悉皆調査から抽出調査になった。これはある意味一定の目的を達成したのではないか。それから達成したと同時に、全国学力学習状況調査によって起きている弊害については、なかなか見逃すことはできないと。これからも系統的に経験的に全国の学力の状況を調べるのであれば抽出でいいですよという判断のもとで、抽出になったわけですけども。

そうした判断が国の方で文部科学省の方でされているものについて、あえて参加される学力テストの方に参加される、その辺の理由をお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、概要の同じく112ページで、学校家庭連携支援モデル事業でありますとか、特色ある学校づくり推進事業や学習サポーター派遣事業等で、それぞれ予算が前年度と比べますと2けたの減額になっています。

先ほどもお話がありましたが、家庭教

育相談員さんであるとか、それから学習サポーターさん、子どもを地域と家庭と学校とで連携して見守っていこうということでは非常に意義のある事業なのかなと思っていますが、この減額になっているということについて、どのような背景があるのかご説明をいただけたらと思います。

小中一貫教育につきましては、南野委員からもご質問がありましたが、報償金及び費用弁償におきまして、前年度よりも約倍になっています。連携教育から一貫教育に変わるということで、先ほどご説明がありましたが、報償金、費用弁償が2倍になっているということで、どのような具体的な取り組みがなされるのか。

理念については先ほどお話をいただいたんですが、具体的に学力と生徒指導を強化して、情報発信もしていきますよということはわかったんですけども、この報償金と費用弁償が2倍になっているということ、額は小さいですけど2倍になっているということ、そこら辺の関連がちょっとわかりにくいので、ちょっとご説明いただけたらと思います。

それから同じく112ページ、学級補助員さんについてです。これもちょっと基本的なお話をお聞きします。

この学級補助員さんは小学校1年生の学級補助員とは別の、中学校への派遣する補助員だというふうに認識している訳ですけども、予算概要では、国府の支出金となっておりますけれども、どのような財源になっているのか、それから今後もこの事業が国府の支援を受けて、継続できるものなのかどうか、今後の方向性を教えていただきたいと思えます。

それから、学校教育課に関しては、国旗、国歌の問題について、これも代表質問、それからこの間もいろいろと意見を

申し上げてまいりました。

日の丸と君が代の問題、これは国旗国歌法に基づいて、日の丸が国旗であり、君が代が国歌であるということは明確に法律で示されています。

ただ、示されたということイコールそれを学校で挙げるということ、それに対して敬意を払うという態度をとらなければいけないということとは別問題として、国旗国歌法ができたときには、そういった今までの流れと変わりが無い、押しつけるものではないというような国会での答弁なんかでも示されていることであって、歴史的なさまざまな経過、負の、マイナスの歴史を持っているという事実もある、どこの国にもそういうものがあるかもしれません。

とりわけ日本は痛ましい戦争の後に、その反省を受けて、新しい憲法ができて新しい国がスタートした。しかしその前の大日本帝国憲法下における主権者である天皇を敬うような歌詞、中身になっている歌がそのまま継続されてきたということで、非常に矛盾を抱えたまま今に至っている。

国旗、国歌についての課題というのは社会問題としてまだ残っています。その問題を、教育分野においてあえて持ち込んでいくことというのはいかがなものかなと思いますけれども、改めてご見解だけお聞かせいただきたいと思います。

続いて学務課にかかわったことになりましたが、これは予算書の歳入の方でちょっと聞きたいと思うんですけれども、幼稚園の保育料につきましては、年々減ってきています。少子化にかかわることかなと思いますけれども、公立、それから私立の幼稚園の園児の数の推移がこの間どうなっているのか。新たに就学前教育が非常に重要だということでは言われてきて

いる中で、摂津市としての幼児教育、それから幼稚園教育についての考え方も含めて、幼稚園の保育料が減ってきていることについて、ちょっと見解をお聞かせいただけないかなと思います。

保育料が減ってきておりますので、想像ですけれども、幼稚園児の数も就園園児の数も減ってきているかと思っておりますけれども、一方では私立の幼稚園就園奨励費補助金の対象人数は概要で見ますと47人減っていますけれども、額で行きますと、約1,000万円ほどふえております。

その点をどのように認識しておられるのか、アップの理由と対象人数は減っているのに額がふえているのは、恐らく所得にもかかわる問題だと思いますけれども、その点をお聞かせいただきたいのと、それから同じく摂津市が独自で出しておられる保護者補助金についてでございますが、第4次行革の中でも市単独で出している補助金の見直しというのをゼロから見直していくということになっておるわけです。

一方で、子育て支援の大きな柱は、経済的支援だということで、子ども手当であるとか、高校授業料の無償化などが国の施策として進んでいっている中で、幼児教育に対する補助ということについてもやっぱり重要な問題だと、重要な中身だと思っているわけですが、摂津市独自で行っている私立の幼稚園補助金ですね、増額すべきではないかと思うんですけれども、その点をお聞かせください。

就学援助事業についてお聞きします。これは概要で、小学校で116ページ、中学校で120ページのあたりに出ていることではありますけれども、少しずつ金額が減ってきています。今の経済状況からいくと、ふえていくことはあっても、

減ることはあるのかなというふうに思ったりするわけですが、この点の減っていくという予算を計上されたその背景について、お聞かせをいただきたいと思っています。

同時に、就学援助金であるとか、小学校給食援助金については若干減ってきている一方で、小学校児童医療費助成であるとか、中学校の生徒の医療助成については増額されておりますので、その点の違いについても状況をお聞かせいただけないでしょうか、お願いします。

続いて、小学校給食事業ですね。116ページですね。鳥飼西小学校に続きまして、鳥飼北小学校でもこの4月から調理業務などの民間委託がスタートいたします。もう既に4月から学校が始まっていくわけなんですけれども、2,200万円の年間の委託料ということで計上されています。

その委託先の会社及び選んだ選出の基準であったり、そこにどのような方々がかかわっていたのか。それからそこで働く調理員さん、正社員さんがどのぐらい配置されているのか、その後調理補助と言われる方なんでしょうか、パートの方がどのぐらいいらっしゃるのかどうか、お聞かせください。

これまで直営でやってきた人員の配置とどのように変わるのかについてお聞かせいただきたいと思っています。

あわせて、今回学校給食の費用を見ますと、委託料で2,200万円ふえていますね。一方で当然パート賃金の方は下がりますよね。見ますと約303万6,000円が減っています。それから同時に人件費の方では、正職の方になるんですか、調理員さん。学務課というところを見ると、前回30名が28名になっていますから、2名退職というふうに理

解をしておるんですけれども、それが正しければそういった調理員さんの人件費の削減、パート賃金等の削減、それから委託料の増加とあわせて総合的に鳥飼北小学校で民間委託をするということについては、今年度、行革の削減効果というのはどうなっているのか、ちょっとご説明をいただきたいと思っています。

それから民間委託をしていく上で、既に鳥飼西小学校の民間委託、先般も文教常任委員会の視察で試食をさせていただいて、子どもたちと調理員さんとの交わりであったりとか、非常にスムーズに作業されている様子とか、それからおいしい給食もいただいたわけで、問題なく進められているんだというようなご説明もいただいたわけですが、

安全でおいしい給食を子どもたちに責任持って提供していくという上で、民間委託であっても、メニューにしても食材にしても、摂津市のこれまで積み上げてきた到達点においてやってもらうということで、契約書を結び、そして細かな仕様書であったり作業手順などのいろいろなものが取り決め事項というのがあるかと思うんですけれども、そうした取り決めについての的確に民間の会社の方がやっていたらいいのかなど。

それから、あす、あさって、または来週、再来週の給食のメニューや注意点、こういったものについての打ち合わせであったり、それから指示であったりというものについて、やっぱりかなり小まめにやる必要があるのかと思いますけれど、その点の体制と、どのようにチェックがされるのか聞かせていただきたいと思っています。

摂津小学校の調理場が味舌体育館の跡に建つということで、先ほども議論がありましたけれども、今までは、例えば鳥

飼北小学校であったり、鳥飼西小学校、千里丘小学校で給食場のドライ化工事をやる時には今ある調理場を改修するわけですから、夏休みにやっても、やっぱり少しおくれて、2学期の最初はお弁当というようなことがあったかと思うんですけども、今回新規で建てられるということになりますと、そういった心配がないように感じますが、その点、子どもたちの学校生活に影響があるのかどうか。

それから、工事については正門のすぐ横に体育館がありますので、そういったものについての配慮ですとか、時間帯であるとか、工期であるとか、どのようにお考えになっておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、幼稚園の管理事業ですが、今もお話ありましたが、せっつ幼稚園で平成23年度から、午後4時までの預かり保育が検討されるということですが、この点について、これからの検討だと思っんですけども、人員の体制であるとか、どんな方が預かり保育をされるのか、もしくはその預かり保育料はどういう形で設定されるのか。

それから保育であれば、通常保育所であれば、面積の基準であったり配置基準があるわけですが、この幼稚園で行う預かり保育について、そういったガイドライン、安全な預かり保育をするためのガイドラインといいますか基準というものがあるのかどうか。

それから、なぜせっつ幼稚園だけであって、とりかい幼稚園もあわせて進めていこうとしないのかについて聞きたいと思います。

それから、こども園についてです。これ、122ページですが。こども園については実施設計と、それからべふ幼稚園の改修の実施設計と仮園舎の建築費用な

どが計上されていますが、早速仮園舎になりますと、今年度のお仕事になってくるかと思っんですけども、園児の安全であったり、それから保育の中身についての影響は出ないのか、お聞かせいただきたい。

それから、報償金15万円というのはどういったものなのか、お聞かせいただきたいと思っます。

それから、平成24年度スタートを予定されていて、これから検討されると思っますが、これまでも幼保連携の検討等がされてきたというご説明をいただきましてきたわけですが、いよいよもって具体的に幼保こども園として進めていくための検討が始まっていくのかなというように思っますけれども。

例えば、幼稚園であれば通園バスがありますが、通園バスはどうか。それから保育所にはあるけれども、幼稚園になかった給食ですね、給食はどのような基準でなされるのか。学校給食の基準なのか保育所の基準なのか、給食を食べるのか食べないのかですね。それから延長保育の問題、それから人員配置の問題、それから保育の時間であったり、幼稚園と保育所の子どもたちが一体的に保育もしくは教育を受ける時間帯、どんなことがされるのか。

そんな具体的な検討についてどのように進んでいるのかお聞かせいただけたらと思っます。

続いて、概要110ページに戻りますが、教育研究所についてですけれども、現鳥飼小学校の横にあります教育研究所の今の男女共同参画センターへの移転についてですけれども、改修工事が2,350万円、補正予算で組まれて、全額22年度に繰越明許されるということになります。

同時に、新年度予算の方でも、新たに318万1,000円が計上されています。移転に向けたスケジュール、改めてお聞かせいただきたいのと、ただの移転ではなくて、教育センターとして機能を強化していくということのご検討もされているというふうに以前お聞きしたと思いますけれども、その機能強化などの具体的な内容について、またそういった機能強化について、どこでどのようにして決められていくのか、そこに市民参加であったり保護者参加であったり、または公聴会のように意見を聞くようなことがあるのかどうかについて、その進め方についてちょっとお聞かせいただけないかなと思います。

次、市民図書館についてお聞きします。インターネットでの貸し出しで、利用者からしてみると、これまでよりも非常に利便性が向上するというので、大変好ましいことだなというように思っているわけですが、南野委員からもお話がありましたように、インターネットをして、貸し出しと返却をする場所については、やはりコミプラだけでなく、他の公民館であるとか、それから、例えば交通不便の地域では、1か所の大きな図書館になかなか足を運べない方々、障害を持っておられる方、高齢者の方、子どもが小さくてなかなか行けない方などのためにバス交通の充実という問題もありますけれども、しかし摂津市は面積は狭いけれども川と鉄道と幹線道路で分断されている地域があります。

例えばインターネットで申し込みをする中で、移動図書館のような出張図書館のようなものについては考えられないのかどうかですね、ちょっとお聞かせいただけないかな。

それから、概要134ページで、鳥飼

図書センターの修繕料、これ説明あったとしたらお許しいただきたいんですが、2,294万6,000円について、中身についてお聞かせいただけたらと思います。

続いて、生涯学習スポーツの方についてなんですけれども、概要132ページで文化財保存継承事業についてなんですけれども、文化財保護条例の制定も進めていくということですが、その中心点、策定過程等、また市民参画等の予定はあるのかどうか、ご検討している内容についてお示しいただきたいと思います。

それから、また使用料の方に戻って恐縮なんですけれども、予算書32ページ温水プールの使用料についてです。この間、ずっと温水プール、横ばいになっておりますが、政府は後期高齢者と名づけてしまった75歳以上の方でも、元気に温水プールに通ってウォーキングをされて健康管理をされているということで、温水プールというのは小さな子どもさんから高齢者の方まで、市民にとって大変貴重な施設だと思いますが、この間、使用料については横ばい状況です。施設そのものも拡大されておりませんから、これ以上ふやすことはできないのかなと思ったりするわけですが、施設の老朽化も大分進んでいると思います。これの改修計画であったりとか、大規模改修の計画について、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

また、更衣室ですとかトイレであるとか、壁の状況であるとか、いろいろ老朽化が進んでいる場所などもあったようにも聞いておりますので、その点の改修の見込み等いかがなのか。

それから、これは利用者の方からお聞きしていることですので確認させていただいて、わかりましたら教えていただき

たいんですが、プールサイドでの室温、それから温水の水温、少しほかの施設と比べると低いのではないかというようなご指摘をいただきました。この点は、基準があるのかどうかですね。ほかの温水プールの施設と比べてどうなのか、その点ちょっと認識しておられるようでしたらお聞きしたいですし、そういった基準がないのであれば、近隣がどうなっているのかお調べいただけたらなと思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、スポーツセンターの使用料、体育館の使用料についてです。市民体育館が閉館になりました平成21年からは、味舌、正雀体育館など増額になっているわけですが、今度、味舌体育館が閉鎖されていくということになっていきます。そういう点で、現在利用されている方々、スポーツをやる場所がどんどん減ってきて、代替施設もスポーツセンター三宅、味舌の2つのセンターということですが、今後の屋内施設の拡大について、先ほども吹田支援学校の体育館、要望されているということでもありますけれども、その点について味舌体育館の閉鎖をどう考えておられるのかお聞かせいただきたい。

それから、そういった状況のもとで、三宅スポーツセンターについては、予算で使用料は減額計上されています。これはどういった理由があるのか。本来であるならば、味舌体育館がいよいよ閉鎖になりますのでという告知をしながら、現存の体育館をいかに効率的に利用しやすいように工夫をして、利用者をふやしていくという努力が求められるのではないかなと思いますけど、何か理由が、味舌スポーツセンターの方は増額されておりますね。地域的なことなのかもしれませんが、ちょっとその辺の事情をお聞かせ

いただきたいと思います。

青少年課について幾つかお聞きしたいと思います。

一つ、学童保育事業についてでございます。

学童保育指導員さんの賃金の話、補正予算の70ページでございます。補正予算70ページの学童保育の指導員さんの賃金につきまして、当初では1億7,921万5,000円、これが今回5,000万円の減額ということです。いろいろ精査されてこられたこともあるでしょうし、それから学童の児童の数によって指導員さんの数を調整をしなければいけない、期中でも増員をしなければいけない、そういったこともあるかと思えますから、必ずしも一致するという事ではないというふうには思いますが、今回の減額は、当初から比べましても非常に大きな金額になっています。当初予算と比べますと、27%相当が今回の減額となっています。私は、学童保育は充実するために指導員さんの待遇をよくして、もっとしっかりとした配置をすべきだというふうに思うわけですが、当初と期末でこれだけ大きな違いが出てくるというのは、やはりちょっと問題ではないかなと思いますので、その点の見解についてお聞かせをいただきたい。

同時に、新年度予算では概要126ページの学童保育指導員さんの当初予算の計上額は、1億8,000万円で前回よりもふえています。その辺の計算根拠はどうなっているのかも、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、学童保育の保育料についての口座振替が、主要事業の中でできるようになったと。これも利用者にとってみると、働くお父さん、お母さん、忙しい中で保育料の支払いが口座振替というこ

とになれば、利便性が上がるわけなんですけれども、その点の口座振替についての説明であったり、スケジュールであったり、その点について。それから、事務手続はどこでどのようにされるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく学童保育について一緒にお聞きしたいと思うんですけども、前回もお聞きしていたんですけど、学童保育の待機児童のことについてです。学童保育の定員は1月末の募集締め切りで、その募集人員を定員とされているということでもあります。

2月以降に、例えば転勤で働くお父さん、お母さんが子どもを連れて摂津市に引っ越して来られた方に対して、当初、4月から新しい学校に入るときに、学童に入れない。1学期の間、もしくは夏休みが明けるとやめていかれる子どもさんもいるので、大体年度中には入れますよというご説明をこの間されてきましたし、学童指導員さんの配置っていうのは非常に困難であるから、2月末とか3月末まで、ぎりぎりまで締め切りを延ばすということは難しいというようなご答弁であったわけなんですけれども、改めてそういった年度当初からの待機児童をつくらないということでの努力ができないのか、今回、どのような取り組みがされるかどうか、ちょっとありましたらご説明をいただきたいと思います。

それと、ガイドラインであるとか国の補助金にかかわる問題だと思うんですけど、学童保育の開所時間が、期間が延びてきて、月に1回土曜日が開所されています。しかし、子どもアンケートを見ますと、土曜日を利用されている方というのは非常に少なくなっています。

しかし、一方で土曜日に利用したいよという人は、40%ぐらいいらっしゃる

んですね。実際利用しているのは18.3%なんですね。何でかなというところの分析がどうされているのか。実際は利用したいんだけど、中には土曜日は仕事休みですから必要ないですという人もいるのかもしれませんが、40%の人は土曜日に利用したいと答えていながら、実際は18.3%。これは月に1回だけしかないとか、それから土曜日の開所時間の問題だとかいろいろあると思いますが、その点についてお考えをお示しいただきたいなと思います。

それから、摂津小学校の学童保育室の改修についてです。平成21年度に設計が行われて、本年度改修工事ということではありますが、同時に摂津小学校の場合ですと給食の移転ということもあります。その点の関係について、ちょっとご説明いただきたいと思います。

それから、放課後子ども教室推進事業、運営委託料の減額、約17%ほどの減額です。この間、すべての小学校でわくわく広場が行われています。それぞれの学校ごとによって取り組み形態であるとか、担う団体は異なっていますけれども、充実が求められる一方で、指導員さんの人材確保が非常に苦しい状況になっていると、困難をきわめているというようなお話もお聞きするわけなんですけれども、今回のこの委託料の減額についてはどうなっているのか。今年度の放課後子ども教室について、どのように推進していくのかについてお聞かせいただきたいと思います。

あと、最後に総務課にかかわることで3点聞きます。概要106ページでございます。

教育委員会の報償金について、ちょっと基本的なお話で恐縮ですが、額は小さいですけども46%アップの29万2,

000円について、この点ちょっとご説明いただきたいなと思います。

それから118ページの小学校の耐震補強工事についてお伺いたします。

I s 値0.3未満につきましては、実施設計も行われて、昨年度の予算で小学校では千里丘小学校の体育館、千里丘小学校は今回は実施設計ですね。新たに実施設計が組まれる。それから、I s 値0.

3未満の建物については、鳥飼小学校の教室棟と体育館がいよいよ工事が始まると。それから第一中と第四中の体育館も行われる。せつつ幼稚園も園舎とも進められていくということですが、0.3未満は非常に国の方の補助金のかさ上げ等含めて、スピーディーに進んできたのかなというふうに思うんですが、今後のI s 値0.7未満について、小学校では6小学校、教室等では6棟、体育館では1棟あります。中学校は4つ、11棟、体育館が1棟残っていますが、今回、千里丘小学校の体育館の実設計だけにとどまっています。予算、財源の問題もあるかと思いますが、今後についての進め方についてお聞かせいただきたいと思います。

同時に、せつつ幼稚園の園舎、非常に狭い園舎で、管理棟、それから保育棟ですか、2つの園舎を今回耐震補強工事が行われる。小学校、中学校でも同じことが言えるかと思うんですけども、その工事の日程時期であるとか、園児や児童、生徒に対する安全の配慮であるとか、教育活動や保育活動に対しての配慮についてどうお考えなのか、その点、お聞かせいただきたいと思います。

同時に、摂津市内の学校でことし大きな耐震補強工事が各地で行われるということでもありますので、その点についての注意であるとかなどについてお聞かせ

いただけたらなと思います。

3点と言いましたが、2点で結構でございます。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午前11時44分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開いたします。

答弁をお願いします。

前馬課長。

○前馬学校教育課長 それでは、学校教育課にかかわります6点のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目、非常勤職員等雇用事業にかかわってでございます。障害のある児童、生徒の数、これにつきましては年々ふえております。そのような中で、学校の体制へ支援することが必要でございます。重度の障害のあるお子さんの支援のために、平成18年度までは障害児介助員のみを配置しておったのでございますが、その介助員の数これをこれ以上ふやすことは困難であるということから、退職不補充にいたしまして、19年度より新たに障害児等支援員の制度を設けたものでございます。ですから、全くゼロのものから来年度8名配置ということで、数的には伸びてきておるのではないかと考えております。

なお、国や府の援助でございますが、支援学級の認可を行うのは府でございます。その府に働きかけを行いまして、年々支援学級が増加しております。来年度におきましても、現在の予定では小学校、中学校ともに3学級ずつふえることになっております。

次に、学力定着度調査事業についてでございます。学力の実態や学習の状況について、摂津市の状況を把握し、その分析に基づいてさまざまな改善策を行っていくことは、毎年必要であると考えてお

ります。できれば、全部の学年で行えればいいんですが、財政的なこともございます。

そこで、これまで市の学力定着度調査、そして、国の全国学力学習状況調査に参加し、小学校、中学校それぞれ2学年において実態調査を行ってきたわけがございます。今回、国が抽出調査に変更されました。これにつきましては、これまでの結果から既に使命を果たしたというよりも、予算的な側面もあろうかと思えます。抽出率が当初4割であるとか、あるいは3割であるとか、もっと少なくするとか、さまざまな議論がございました。そういった中で、希望利用が行われておるということは、やはり全体的に実態を調べることが必要であるという考えも反映されたのかと思っております。

今回、摂津市ではこの希望利用調査を活用しまして、悉皆で学力調査を行ってまいります。

ただし、国のデータに反映されるのは抽出のみでございます。したがって、全員参加して行うに当たっては、本市の実態を知りたい。そして、本市の学力について考えていきたい。そしてまた、ともに考える場をつくりたい、このように考えております。

予算的なこともございますので、本来でしたら学年をふやして調査を行いたいところではございますが、この国の調査を活用しながら摂津市の実態を調べていく。このような22年度は方法をとっていきたい、このように考えております。

続いて、学習サポーターあるいは特色ある学校づくり推進、家庭教育相談員にかかわる事業につきましての減額の理由でございます。

学習サポーターにかかわりましては、今年度派遣回数が635回、これは2月

末まででございますが、昨年度、20年度は1年間で合計327回ございました。このように倍近くニーズはふえております。しかし、当初予定しておいた回数に比べて、まだまだ少のうございます。学校のニーズはございますが、いかんせん、人の確保が非常に難しい状況がございます。1年間の状況を見て、妥当な回数に見合うよう減額した、そのような状況でございます。人を探すことにつきましては、非常に悩んでおるという現状がございます。

続きまして、特色ある学校づくり推進事業にかかわりましては、創意工夫を生かした特色ある教育を進めることは、指導要領の総則にも記載されております。したがって、このような教育課程の実施、推進について、支援していくことについては、これまでどおりの考えでございます。

ただし、より中身が問われる時代にもなっておると思えます。予算的なことも全体のこともございますが、各学校の取り組みに対して一定の査定評価を行っていくことも必要であるかと思っております。減額はしましたが、より取り組みのある学校には予算をつけていきたい、そのようにも考えておるところでございます。

続いて、家庭教育相談員でございますが、6名から5名に相談員の数を減らしたところでございます。これは、21年度中学校に2名、小学校に4名配置しておりましたが、スクールソーシャルワーカーの活用事業ともかかわりまして、中学校にはスクールソーシャルワーカー、そして、小学校2校に1名でございますが、中学校区の小学校に1名家庭教育相談員を配置し、中学校区におけるスクールソーシャルワーク体制といえますか、

生活背景のことへの支援も含めて体制づくりを行いたい。そのようなことから、新たな体制づくりのことからくる減額でございます。

続きまして、小中一貫教育にかかわりまして、報償金あるいは費用弁償がふえた理由でございます。

小中一貫教育、現在は連携教育と申しておりますが、この取り組みは各中学校区におきまして合同研修会、あるいは教科にかかわっての研修ですね、こういったものを行っております。この取り組みをさらに前進させ、回数もふやしたいと考えております。そこでは、アドバイザーになる講師の費用も必要でしょうし、また先進校に学ぶことも必要であると思っております。

小中一貫教育もさまざまな形で全国では推進されております。本市の実態にあわせまして、どのような小中一貫教育がより理想であるか、そういったことを探るためにも、先進校視察も行いたい、そのようなことを考えております。

続きまして、中学校への学級補助員の配置にかかわりまして、この財源でございますが、大阪府の緊急雇用対策事業を活用した事業でございます。この事業は、23年度までの期間限定事業でございます。その後にかかわりましては、現在まだ考えてはおりませんが、第二中学校へ配置したこの学級補助員が、生徒指導の面で非常に貢献しておるといった現状がございます。

最後に、国旗・国歌にかかわってでございます。

学習指導要領において国旗及び国歌の指導について、児童、生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させこれを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗、国歌も同時に尊重する態度を育てるよう

配慮する、このように示されておるところでございます。

したがって、さまざまな考えはございますが、指導要領に沿った形ですべての児童、生徒に日常的な指導を行っていく、このような姿勢でございます。したがって、あえて持ち込んでおるのではなく、この内容に沿った形で指導をしておる現状でございます。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 そうしましたら、学務課にかかわります何点かのご質問にご答弁申し上げます。

まず、幼稚園の保育料の観点で、園児の推移ということでございますけれども、市立の幼稚園3園で大体ピークから500名超、私立の幼稚園3園でもピークから200名以上の減というのが現状ということとなっております。これは、摂津市のみならず全国的な傾向でございます。少子化の影響もございまして、女性の就労形態の変化であったり、女性の社会進出であったりという部分もあるのかなというふうには思っております。

その分保育所の方の設置数、入所人数というのは全国的に見てもふえているというのが現状でございます。

その観点での教育の考え方ということもございますが、学務課としても、かなり公立の3園の就園児数が減っているということで、ある意味では危機感を持っております。今後、こども園化ということもございまして、やはり就学前の観点での何らかの独自色ということも考えていかなければならないというふうには思っております。

次に、幼稚園の就園奨励費の観点での人数減で額のアップというご質問でございますけれども、この就園奨励の部分につきましては国の制度でございますが、

子育て支援の部分と経済的負担というところで、国の方が年々、毎年のように補助単価とその補助の割合についても増額してきているというのが現状でございます。特に、22年度の予定といたしましたは、子ども手当の創設もございましたので、低所得者への給付の重点化ということが打ち出されてまして、補助単価がこれまでにないくらい非常に大きな額のアップになっているという部分がございます。

その部分での人数減の額のアップということでご理解をいただきたいと思えます。

次に、保護者補助金の観点でございますが、これにつきましては、幼稚園の就園奨励費と連動する形で、独自に保護者の方の経済的な負担を軽減という観点で制度運営をしておりますが、この幼稚園就園奨励の国の制度が、単価が大幅にアップを年々してきて、ことし、すごくアップしたということもございますので、年齢であったり兄弟関係であったり、少しこの制度は複雑なんでございますが、実際に私立の幼稚園に支払う入園料、保育料を両方就園奨励と保護者補助金、双方支出しますとオーバーするような事態も考えられるということがございますので、その辺はもう一度制度設計を見直す必要があるということで考えております。

次に、就学援助の観点でございます。金額が減っているというご指摘でございますけれども、扶助費でございますので、予算的には少し余裕を見させていただいているというところはございます。決算ベースでいきますと、その前に済みません。19年、20年、21年度と就学援助の生活保護との金額との割合であったり、実際の人数ごとの金額というのは一切変わっておりませんので、基本的には

その影響はないということでご理解をいただきたいと思えます。

平成19年度、20年度の決算ですけれども、19年度、20年度両年度とも1億3,100万円台ということになっておりますので、その辺のところは予算ベースでは少し減っているということがありますが、決算ベースではそんなに変わらないというふうには考えております。

次に、医療費助成との関連でございますが、この医療費助成につきましては、学校保健安全法に基づく、いわゆる学校病ですね、う歯であったり、中耳炎であったり、結膜炎であったり、こういった学校病にかかられた方が就学援助の対象になっている場合医療費について補助するというものでございますが、この予測というのは非常に難しい、予測のしようがないというのが現実のところだと認識しておりますので、これは20年度の決算を踏まえながら、少し前年度よりはアップさせていただいているということでございます。

次に、給食の調理業務の委託の観点でございます。鳥飼西小学校で20年度させていただきましたしまして、鳥飼北小学校ということでございますが、その委託先の選定方法等につきましては、西のときと同じように価格だけで単純な入札で判断するのではなくて、さまざまな観点から選定をしております。

今回の場合は、11社応募がありまして、まず書類審査で6社に絞らせていただきましたしまして、その6社に実際に市の方にお越しいただいて、その金額であるとかこれまでの学校給食の実績、これはどこの学校、どんなドライの施設なのか、そういうところも含めてでございますが、それと実際に配置いただける職員の配置人数、また、その方たちの経験、それと

衛生管理の考え方であるとか、教育の一環である学校給食をどれだけ理解して、どれだけ実践できるか、そのあたりまで踏まえましてヒアリングをしながら選定をさせていただいて、最終的には双葉給食さんということで契約をさせていただきました。

この配置の人数に関しましては、正職が4名、非常勤さんが4名という、若干これにプラスされる可能性もあるということで、今、確認をしておりますが、直営が正規職員が4名で非常勤が1名ということで運営をしておりましたので、委託になることによって人数がふえますので、その分、配膳であったり下膳の部分でのサービス向上というのが考えられます。

それと、削減効果額なんですけれども、これも以前から少しご答弁させていただいている部分はあると思うんですけれども、いろいろなとらえ方がございますので、今まで正職が4名、非常勤が1名ということの中では、正職の単価が910万円で4人、それに非常勤さんが100万円、これと2、200万円の差額で1,540万ということでご答弁をさせていただいていたと思いますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

次に、安全でおいしい給食、その辺の履行状況であったり、打ち合わせの観点であったりということですが、代表質問の中で、教育長の方からもご答弁をさせていただいているとは思いますが、やはり、日々の業務のチェックの部分については、学校の栄養士、栄養教諭の役割が非常に大きく、その辺は十分学校栄養士の方も理解をして業務を行っていただいております。もちろん、教育委員会としてもその仕様なりの中で、細かい部分を業者の方と、業者の担当の

方、また責任者の方とも話をしながらやっていくということでございます。学校給食の調理業務の委託に関しましては、請け負う側の業者の方が全国的にこの委託については広がりがございますので、かなり実績を積んでおるところがございますので、調理業務に関してという部分については、もう既に双葉さんもそうでございますけれども、学校給食というものについても理解は相当認識をいただいているということで考えております。

また、チェックの部分については、これも以前にもご答弁させていただいたと思うんですけれども、学校給食会の中の検証会議ということで、履行の状況であったりでき上がった給食の状況であったり、子どもとの触れ合いの部分についても検証をしながら、今後とも安全でおいしい給食の提供が滞りなく実施していけるように、きちんと教育委員会として対応していきたいというふうに考えております。

次に、摂津小学校の調理場の改修でございますけれども、委員ご指摘のとおり、新築でございますので、これまでのように簡易の給食といいますか、お弁当といいますか、そのようなことは発生しないというふうに考えておりますし、その部分では子どもたちへの影響というものはないのかなと。ただ、もちろん大きな工事になることが考えられますので、当然、子どもの安全第一、また近隣の方々への配慮も考えながら行っていきたいと。ただ、工期であったり詳細については、設計をする中でまた明らかになった段階でご報告させていただきたいというふうに考えております。

次に、預かり保育の観点でございますが、人員体制は現状のせつつ幼稚園の人員の体制の中でやっていきたいというふ

うに考えております。料金については、他市の状況も踏まえながら、設定をさせていただきたいということでございます。安全基準であったり、預かりをすることによっての安全基準であったりという部分については、特には設定はございませんので、先進市の事例も各それぞれの園で工夫をしながら、安全第一でやっているということでございます。

それと、せっつ幼稚園以外のとりかい幼稚園等の部分でございますけれども、まず22年度の施行は摂津の方からということは考えておりますが、23年度以降、鳥飼の方についても預かり保育を23年度以降試行になるか本格になるのか、その辺は検討させていただきたいと思っておりますが、23年度以降実施していきたいというふうには考えております。

べふの方は24年度のこども園化でそれと同時に実施をしていきたいということで考えております。

次に、こども園の工事の関係でございますが、仮園舎の建築費として2,300万円ほどの部分も計上させていただいておるんですけど、工事の考え方としましては、もちろん園児の安全が第一なわけなんですけれども、できるだけ仮園舎もできれば建てない方向で、その設計の中で考えていきたいというふうには考えております。

ただ、現在のべふの幼稚園の園舎を詳細に確認してみないと、どの部分から工事を始めるのかであったり、工事車両の出入りであったり、資材の部分はどこに置くのか、さまざまな部分で不透明な部分がかかなりございますので、予算としては仮園舎の部分について、最大限ということで計上させていただいておりますが、その辺はひとつ慎重にさせていただきたいというふうには思っております。

それから、15万円の報償費でございますが、これにつきましては、こども園と教育委員会として就学前教育の充実という部分で考えている部分がございまして、関連する部分は当然でございますので、この部分でそういった幼稚園教育なりの専門的な知識を持っておられる先生の方に、ちょっとアドバイスをいただきながら、こども園と就学前教育の充実の部分の観点、双方いろいろアドバイスをいただきながら、検討を進めていきたいというふうに考えておる部分で、その報償費として15万円ということでございます。

それと、現在のこども園の具体的な検討の状況ということでございますが、こども園の開設準備委員会ということで教育委員会、保育士、幼稚園教諭が入った中で進めております。現在、生活班とカリキュラム班と行事班という3班に分かれて、具体的に検討を進めております。その検討結果については、年度末をめどに整理をしたいというふうに考えておりますが、22年度以降はより具体的にあくまでもべふということの前提でもう少しその部分を掘り下げて具体的なシミュレーションを行っていきたいというふうに考えております。

それと済みません、最後に1点、摂津小学校の給食調理場の絡みで、学童の部分のご質問がございまして、その件で私の方からご答弁させていただきます。

摂津小学校の給食調理場の先ほど22年度の実施設計ですね、21年度に学童の実施設計をして、その観点のご指摘もございましたんですけども、味舌小学校の跡地には基本的には給食場を新築するということが前提としてあるわけで、済みません、失礼しました、味舌体育館の跡地には給食場を新築するということが前提としてあるわけなんですけれども、

それ以外に当然、敷地面積からいいましたら給食場だけでは余裕ができますので、その部分は学校とも相談をさせていただきながら進めておりますが、今後も進めてわけなんですけれども、学童の考え方と、摂津小学校には多目的の教室がございませんので、そういった多目的の教室の部分、それと普通教室の余裕教室がございませんのでその部分、これらも総合的に考えながらこういった形で設計するのがいいのかということで進めてまいりたい。ですから、その学童の部分につきましては、21年度の設計ができる限りむだにならないような形で、このトータルの設計の中で考えていきたいというふうには思っております。

それと、新しい給食場ができた後の移転後の旧の給食場の部分についても、これも一緒にその観点でどのような形がふさわしいのかということも考えていきたいというふうに思っております。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 それでは、教育研究所に関してのご質問にお答えします。

機能強化の内容でございますが、一つ、カリキュラムセンターといたしまして、人材育成と授業改善を進めるための研修、研究の活性化を図ると。それから。保護者、市民に対しましては、教科書等の教育情報の提供、そして学習の場の提供を行っていきたいと考えております。

それから、教育支援センターとしての機能の向上でございますが、教育相談及び不登校の対応としての場の、いわゆる支援の多様化と、この多様化に対応できるように努めてまいりたいと思っております。

教育委員会事務局全体として、より効果的、効率的な業務が充実できるように、

主に学校教育課との連携など、事務局内で細かいところにつきましては検討していく予定でございます。

今のところ、市民参加ですね、市民保護者の方のご意見を直接聞く場面ということは考えてはおりませんが、教職員、児童、生徒、保護者のニーズにこれまで以上にこたえられるようなものにしていくということで、努めてまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 高田館長。

○高田市民図書館長 図書館にかかわります、2点のご質問にご答弁申し上げます。

現在のところ、市民図書館、鳥飼図書センターと千里丘公民館に加えて、コミュニティプラザにおきましても返却受け取りを予定しておりますが、他の公民館での返却受け取りにつきましては、コミュニティプラザの利用状況を見させていただきながら考えてまいりたいと考えております。

また、出張図書館につきましては、財政状況も踏まえて無理と判断しておりますが、他の公民館におきましては小規模ではございますが、ブックステーションをご利用いただければと考えております。

次に、鳥飼図書センターの修繕費でございますが、平成4年の開館以来、17年間空調機を使用してまいり、修理をするのにも一部部品がなかったりいたしておりますのが現状でございますので、今回の修繕費につきましては、空調機の入替えによるものでございます。

よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります4点について、ご答弁させていただきます。

まず、文化財保護条例制定の過程、市

民参画についてでございますけれども、文化財保護条例の制定に向けましては、22年2月に文化財保護審議会を開催いたしまして、文化財保護行政の取り組みの一つとして文化財保護条例制定に向けて取り組んでいくということを確認しています。

現在、条例の制定に向けまして、国の文化財保護法、大阪府また先進市の条例等を参考に、条例案を作成しておりますところでございます。条例の作成に当たりましては、教育委員会から文化財保護審議会に諮問をいたしまして、それを受けて答申をいただく。また社会教育員会議や文化振興市民会議、またパブリックコメント等を実施する中で、市民の皆さんのご意見もいただきながら制定していきたいと考えております。

次に、温水プールの老朽化に伴う改修状況であったり、改修の計画でございますけれども、プールにつきましては、日ごろのボイラーの点検や、ろ過器の点検等、毎日行っている修繕のほかに、大規模な改修も行っております。

例えば、平成20年度にはプール内の女子トイレが和式ばかりでございましたけれども、それを一部洋式化にしたり、男女の更衣室の一部でございますけれども、壁の修繕を行ったりしました。平成21年度には、暖をとっていただきます採暖室の改修を行っております。22年度にはプール槽を6年ぶりに塗装したいと思っております。それと、室内、かなりさびも回っておるところもありますので、そういったところの塗装もあわせてやっていきたいと思っております。

あと、プールの水温についてでございますけれども、文部科学省の方で遊泳用プールの衛生基準というのがありまして、

これに基づきまして現在水温が31度、室温が32度で摂津市の温水プールは運営しております。他市にも確認しましたところ、ほぼ同様の温度設定ということでございました。朝一番とかですね、施設の端に行かれたときとかは若干寒く感じられることがあろうかと思いますが、その温度設定に努めておるところでございます。

次に、味舌体育館の閉鎖後の代替施設等についてなんですけれども、先ほども答弁させていただいたんですけれども、正雀、味生、鳥飼、これらの体育館を利用させていただく。ほか、三宅、味舌のスポーツセンターを利用させていただきたいと考えております。

ただ、土曜日、日曜日というのはどの施設も稼働率が100%に近い飽和状態になっているのが現状でございます。そのような中で、私ども体育協会と連携して市長杯とか体育協会杯の大会を行っておるわけですけれども、その大会を行うについても、一部の連盟では例えば土曜日、日曜日に開催するだけでなく、平日の夜に大会を分散して開催していただくとか、そういった取り組みをしていただける連盟もございます。そういったことで、既存施設を有効活用できるように、特に土曜日、日曜日、多くの方に利用していただけるような工夫なりを、体育協会等と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

それと最後、三宅スポーツセンターの予算額の減額でございますけれども、スポーツセンターの予算については20年度の実績等に基づきまして予算計上させていただいております。三宅のスポーツセンターでは1万、逆に味舌スポーツセンターでは18万3,000円の増とさせていただいているところでございます。

22年度末で味舌体育館の閉館を予定しております。23年度には利用者増が見込まれ、歳入の方も増になるかと考えております。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 それでは、青少年課に係りますご質問について、ご答弁させていただきます。

まず、第1点目、21年度予算で5,000万円の減額についての内容でございます。これにつきましては、全国的に学童保育の入室児童がふえる傾向の中で、一定、入室児童の増を見ておりましたけれども、実際には626人の児童の入室ということで、これは20年度668人に対して626人ということで、マイナス42人の入室児童の減がございました。そういったことに関連しまして、指導員の配置人数でございますけれども、当初、予算の積算において正指導員、これは常時1学童保育室に2名基本的には配置しておりますけれども、それからあと補助指導員、それからその代替指導員等の人数の中で、この児童数の減に伴いまして補助指導員の人数が、当初、見積もりが66人の予定で賃金計算しておりましたけれども、実際には47人ということで、これのトータルが4,384万の概算ですけれども、これだけの賃金が不要になりました。

その中で、補助指導員の中でも支援を要する児童について、この配置として当初は31人見ておりましたけれども、1対1対応ではなしに2対1の対応等の関係で、実際の配置は18人とどまりました。

また、人数が増加するというので、人数加配の方も7人当初見ておりましたけれども4人。それを合計しますと、当初より16人の減となっております。これ

らの賃金の減で、3,520万円。そのほか担任補助指導員、これも当初複数クラスが6学童室であると見ておりましたが、5つの学童保育室ということで、実質的に2人の担任補助指導員、この部分でも452万円、そういったものを合計しまして、今回、5,000万円の減額をさせていただきました。

この点につきまして、前年度、20年度の補正においてもこの賃金を減額しております。こういったことを分析して、精査する点が欠けていたかと思っております。この点については、反省いたしております。そういったことを生かして、次年度にはさらに入室児童数、またそういった傾向をさらに精査して適正な予算の積算に努めてまいりたいと思っております。

それから、22年度の賃金、1億8,000万、これについて、今回の減に関連してどうなのかということでございますけれども、これについても、一応、21年度と同様の入室児童数の増を見ております。そういったことで、若干、賃金でふえて1億8,000万見ております。今現在、22年度の新年度の入室児童数の受付を行っておりますけれども、今現在の受付状況からしますと、21年度の262人を超える申し込みがありますので、一応、最終的なことはわかりませんが、今一応の入室児童の中で積算できているものと思っております。

それから、学童保育料の口座振替のシステムでございますけれども、これにつきましては、参事の方から後で答弁させていただきます。

それから、次の待機児童の解消等についてでございます。これにつきましては、従来、新年度の申し込みの一斉受付を1月末までの期間で行っております。その人数をもって、新年度の児童の定数とい

うことでしておりました。しかし、今、委員おっしゃいましたように、待機児童の解消ということで、今年度、この入室児童の一斉受付の人数に伴う配置基準の上限まで児童の受け入れをするということで、その分で685名の、一斉受付では630人ぐらいですけれども、約50名増のこの配置基準の枠まで受け入れの児童数を拡大するというので、一定の待機児童の解消になったかと思っております。

それから、第4土曜日の学童保育についてでございますけれども、これも20年度からこの第4土曜日の1日保育を実施いたしました。委員、ご指摘の中でも、これの拡大ということでございますけれども、これについてはこの実施するに当たって毎回その第4土曜の利用をするかどうかということで、これは指導員の配置の人数のこともありますので、毎回保護者の方に確認をとっております。その申し込み状況で言いますと、平均ですけど約16%ぐらい、入室児童数の16.7%ぐらい申し込みとしてはございますけれども、実際その当日、学童保育を利用される方が10%前後ということで、まだ利用していただいている件数が少ないかと思っております。

これは、20年度から実施しましたので、そういった状況をもう少しこの第4土曜日の保育を継続する中で、もう少し見きわめしていきたいと考えております。

それから、放課後子ども教室の委託料の減の件でございますけれども、21年度につきましては、年間40回の開催回数で予算の方を積算いたしましたけれども、学校行事等の関係で、大体、月一、二回程度わくわく広場ができない日が各学校ともございます。そういった関係で、今回、その不要となる金額が、一応、確

定いたしましたので、今回減ということでさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 門川参事。

○門川青少年課参事 そしたら、学童保育室保育料の口座振替についてのスケジュールの件について、お答え申し上げます。

まず、4月に情報政策課と協議を行いまして、5月に業者の選定及び打ち合わせ、これは帳票等の打ち合わせをさせていただきます。そして、6月には保護者あてに口座の依頼をさせていただきます、9月実施に向けて進めてまいります。

なお、保護者には4月1日に納付書発送時に口座振替の手続の案内を同封させていただきます予定です。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 済みません。先ほど、私、21年度の入室児童数を262と言ったかと思うんですけど、正確には626の、それが正解ですので、訂正の方よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、教育委員会総務課に係りますご質問、2点についてお答えさせていただきます。

まず、教育委員会事業の報償金の増額理由と申しますか、増額の内容についてご説明させていただきます。

まず、この内容につきましては、昨年の平成21年11月に各議員にも報告させていただいております、摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書という形でお渡しさせていただいておりますけれども、この作成に当たりまして、教育に関して有識者でございます大学教授や高等学校の校長の方々の知見を得るために、2名分の報償金を計上させていただいております。

また、この報償金の中には、長年にわたり本市教育行政に貢献されてまいりま

した学校長や教頭、また、教員の方々が退職された場合に、教育委員会の表彰規定によりまして、その表彰状をプレートにして記念品としてお渡しをしております。したがって、退職予定者数も年々増加しておりますことから、報償費も増額ということになっているものでございますので、ご理解をお願いいたします。

なお、教育委員会事業といたしまして、先ほど委員ご指摘のように、報償費は46%の増となっておりますけれども、財政厳しい折、財政方からの方からもいろいろと経費削減ということで、交際費、需用費関係につきましては、相当な金額を削減させていただいております。したがって、前年度比率で教育委員会事業費需用費につきましては、0.26%の微増ということをご理解をお願いいたします。

続きまして、耐震の工事についてでございます。

平成22年度に耐震工事を行いますのは、委員ご質問の内容のとおりでございます。特に、せつつ幼稚園の耐震工事に当たりましては、安全面や教育に支障がないのかということをごさいますけれども、せつつ幼稚園につきましても、先ほど当初の部長補足説明で、補正の資料の方で工期執行予定ということで書かせていただいておりますけれども、契約につきましては、4月早々に契約の準備をいたしまして、契約を進めているわけでございます。その間、業者が選定されましたら、夏休み前に準備期間を設けさせていただきます。その準備期間が整いまして、夏休みに入りまして、工事に着手して、園児のいない夏休み期間中に工事を終える予定でございます。

なお、例年夏休みには、幼稚園では何

日かプール遊びや夕涼み会等の行事といったものがございますけれども、このことにつきまして、新年度の夏休みについては行事を行えないという旨、事前に園長とも協議をいたしまして、また保護者の方にもできる限り早い段階で周知を行っていくという予定をしておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、今後の耐震工事の予定ということでございますけれども、現在の地震防災対策特別措置法に伴います第3次の5カ年計画が平成22年度、この新年度までとなっております。したがって、23年度以降の時点では、交付金の交付率のかさ上げがなくなり、3分の1ということに戻ってしまいますことから、引き続き耐震化工事の交付率をかさ上げしていただきますよう全国、また大阪府の教育長協議会や全国公立学校施設整備期成会などを通じまして、交付率のかさ上げが適用されるよう5カ年計画の延長、また第4次の5カ年計画を策定していただけるよう、国などに重点項目として要望をさせていただいております。

先の代表質問でも教育長の方からご答弁させていただいておりますけれども、子どもたちの安全確保だけでなく、災害時の応急避難場所となりますことから、早期に耐震化を完了したいと考えておりますけれども、大変厳しい財政状況の中、国の動向などを注意深く見きわめながら、一日も早い耐震化工事の完了に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に障害児介助員さん、それから障

害児等支援委員さん、ご説明をいただきまして大体わかりました。障害を持っている児童、支援を必要とする児童がふえている中で、学校だけじゃなく、地域でもその人らしく生きていける、生活ができる環境づくりということは、地域福祉計画の中でも、地域の中でも大きな課題となっていますし、とりわけ成長期の大半を過ごす学校で、安全に学校で生活ができるように、そうしたことでまた障害を持たない子どもたちも、障害に対する意識を高める、意識といいますか、その人らしく生きていくということは当たり前なんだ、皆違っているということも理解できるような教育環境を整えていただけたらいいなと思っております。

財政状況、非常に厳しいという中で、いろいろ制約はあるかと思いますが、人を育てていくという分野でございますので、ぜひ市としても努力もし、また国へも働きかけをしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

学力定着度テストについてです。

全国学力量習状況調査の方で、学力定着度テストのかわりに行っていくと。

採点については、これは国の方の予算ではなくて、市の単独の予算ということで、これまでの定着度テストの予算が使われるということなんですけども、この間もいろいろご説明をいただいてたと思うんですけども、学力テストで当初文部科学省が目的として三つほど上げられていて、一つは全国の中で、どういう状況にあるのかということを知ることと、それからもう一つは、それぞれの子どもたちがどこまで学力を得ているのかということを知るといふ、それで知ったことについて、情報公開もしながら、対策を打っていくというようなことだったと思うんです。

この全国学力量習調査であったり、定着度テストというのは、民間の委託会社さんをお願いをするわけで、この間でも、全国学力量習状況調査の場合ですと、1年目はいろいろ混乱があって、4月にテストを行って、回答が返ってきたのが10月でした。

通常ですとテストを行って答案が返ってきて、それに対して子どもたちがどこを間違えたのかというのを学校や保護者、それから地域も巻き込みながら、どういったところがこの子は苦手だったのか、この学校ではどういったところが足りなかったのかというのを、目の前でしっかりと確認をしながらやっていくというのが、よりテストを受けた意味のあるものになるんではないかなと思ったりするんです。

2年目、3年目の学力テストを見ても、やはり結果が出るのは8月ということで、業者さんの行う採点が戻ってきて、子どもたちは既にもう忘れて夏休みの最中だと、2学期にそれを見て、丸バツの答案だけ見て、先生がどのような形で学習の弱点を克服していくのか、そういう指導上に本当に生かされるのかどうかですね。

摂津市の学力の状況はこうなんだ、生活状況とか、それから家庭での学習習慣があるのかどうか、それと例えば所得水準との関係、さまざまなデータというものも既に出てきているわけで、これからこういったものをどうやって生かしていくかというときに、改めて抽出のテストを受けて、しかも答案用紙は業者さんにお任せをするという状況で、果たして効果があるのかどうか。

子どもたちに返して、その弱点をどう克服していくのか、また学校の中でその弱点に対してどのような、非常に効果的な、非常にアップトゥデートな対策が打てるのかということ、ちょっと疑問を感じ

るわけなんですけども、そういう点はどのようにお感じでしょうか。これは、私、全国学力学習状況調査そのものについては、もうやめるべきだと思うんですけども、やるというのであれば、やっぱり子どもたちが本当に学力を伸ばしていけるような、効果のあるようなやり方をしないといけないと思うんです。

例えば1回目、2回目は不参加だった犬山市が、3年目になって教育委員さんが変わったりして、参加することになりましたけども、子どもたちにすぐ返していくと。

指導上の効果を得るために答案用紙と、それから問題をコピーしてとっておいて、業者には返るけども、先生が丸つけをして、きちんと返して、そこできちんとした指導を行うというようなことをやっておられるというふうにも聞いているわけなんです。

それがわずか2教科だけで、その結果が点数とか順位とかいうだけで、学力が上がるというような評価そのものかどうかと思いますけども、少なくともそのテストの結果に対して、それぞれの子もたちの定着度合いを見るのであれば、それにきちんと返せるようなやり方が必要じゃないかなと思うんですけど、その点のお考えをお示しいただきたいなと思います。

それと、幾つかの学習サポーターですとか、それから特色ある学校づくり推進事業の補助金、学校家庭連携支援モデルの教育相談員さんの賃金等のご説明をいただきました。

家庭教育相談員さんにつきましては、中学校に対する相談員さんをスクールソーシャルワーカーさんの方にシフトされて、小学校に対しては、中学校ごとに1人ずつ配置するというようなことで、ちょっ

と構成を変えられたということで理解できましたので、より効果的に運用がされますようお願いをしたいと思います。

特色ある学校づくりの推進についてですけども、推進はしていくけども、中身を精査していかなければいけない、手を挙げられたところ、公立の非常にいいものをやるところについては支援をしていくというようなお話なんですけども、具体的にどんな中身が求められているのか。

それぞれ学校は、それぞれの学校で特色のある中身を進めていこうということで努力されるわけで、どこがよくて、どこが悪いのかというのはなかなか判断つきづらいのかなと思うんです。ちょっと素朴な疑問として、特色ある学校づくりのために、それぞれ特色あるものを出してこられたときに、どのように、どこを去年よりも削っていくのか、その点少し教えてください。

学習サポーター派遣については、予定してるよりは少ないけども、それでもふやしていきたいというような思いは伝わるわけですけども、人の確保というのは本当に大変だというお話でございます。

25%ほどの減額で、予算も減ってしまうし、減る中で人も確保しないといけないという、非常に大変になるかと思えますね。有益だと、効果があるということがはっきりしているのであれば、予算上の問題もあるかと思えますけども、人の確保にはしっかり取り組んでいただきたいなと思うんです。これ、意見として申し上げておきたいと思います。

小中一貫教育につきましては、ご説明をいただいてわかりました。連携から一貫校という表現も変わり、表現だけでなく、中身についても研修をしたり、アドバイザーをお願いしたりということだと思います。生かしていただいて、進め

ていただきたいなと思います。

続いて学級補助員、中学校の方ですね。これも、国の方の施策、補助金に頼るところの大きい事業ですけども、しかし中学校での効果があるということがはっきりしているわけで、いつもこの議論で、一致するのはやっぱり、人を育てるということについて人的配置をふやすということだいう点で、これはもう議論を挟む余地のない話だと思っんです。

こういう点で大阪府に対しても、重要性和、それから効果の出てることを訴えていただいて継続ができるように、それでも府がいろいろおっしゃるのであれば、これまでも市としても先陣切ってやってこられているという点もあるわけですから、いろいろ工夫して、努力していただきたいと要望します。

国旗国歌につきましては、ご説明いただきましたし、代表質問でもご答弁をいただきました。学習指導要領に従ってやっているということでございます。ご答弁は結構なんですけども、じゃあ学習指導要領がそのまま、憲法のいう内心、良心の自由と対立したときにどうなのかといったときに、やはり憲法が上ではないかなというような思いもします。

それから、学校現場で国旗国歌が持ち込まれているというのは、世界の中ではどちらかというところと少数派だということも述べておきたいと思っんです。このくらいにしておきます。

幼稚園のことにつきましては、就園奨励費補助金、補助金についても、国の方の単価、補助率が非常に上がっているということで、これはかなり評価のできるようなお話だと思っんです。

市独自の補助金と加えますと、保育料よりも上がってしまうという、ちょっと逆転現象が起きているというようなご説

明をいただいたわけなんですけども、その点もう少し精査もしていただいて、また資料も、もしよろしければいただきまして、後退がないようにしていただきたいなと思っんです。

それから、就園奨励費については、また後から条例の方も議論もあるかと思っんです。保護者補助金の方ですね。ちょっとまた改めて、その際にまた聞きたいと思っんです。

就学援助金制度については、この間の受給するための基準は、ここ数年変えずに頑張っていたらというところでございます。ぜひ、この制度を後退させることなく頑張っていたらというところで、エールを送っておきたいと思っんです。頑張ってください。

それから、給食についてでございます。さまざまご説明をいただきました。

先日、求人広告を見ていると、例えば鳥飼西小学校の受託していただいている業者さんでは、しょっちゅう給食調理員さん募集のチラシが入るといっる方からお聞きするんです。

先日、インターネットを見ておりましたら、今度は鳥飼北小学校で調理業務を受託された双葉給食さんが、摂津市の学校給食ということで、栄養士さんお一人と調理師さんお二人と、それからパートの方、時給上限800円ぐらいで2人ほど募集をかけておられました。大体年間120日のお休みがあって、調理員さんと栄養士さんが月給制で大体14万3,000円から18万7,000円ぐらいなんだそうです。パートさんの方になりますと、時間給762円から800円までの間で、9時から14時までと10時から15時まで、どちらも社会保険完備、通勤手当、上限ありますけども出しますよと。補助員さんについては、スキル、

経験は問いませんということでございます。

直営と民間との差で、どこが大きな差があるのかなと思いますと、やはりこの人件費の問題だと思うんですね。人件費の差が調理員さんの数を、直営ですと5名、非常勤の方合わせて5名のところを8名でいけるんだというふうだと思うわけなんですけども、学校給食をやっている上で、非常に細かな作業を強いられる中で、こうした低賃金の調理員さんたちにいろいろご苦勞をいただいて、安全安心な給食をつくっていただくということが、この学校給食の調理部門の民間委託の一番の柱なのかなというふうに思っているわけです。

学校給食の民間委託は、いろいろな自治体でも進められていて、既に市内の学校の半分ぐらいを民間委託やっているようなところ、10年ぐらい行っているところは、民間委託業者さんに対して、それから納入業者さんに対してもアンケート調査も行って、検証などのプロジェクトも進められているという資料も見たことがあるんです。

その中で、率直な意見、本当に出てるんですね。民間委託会社さんから出るのは、大量給食をやる上で、学校給食においてここまでしないといけないんですか、この委託料で私たち一生懸命努力していますけども、人件費の削減も限界がありますと。民間会社ですから、利益も出さないとあきません。だけど、契約を結んでいるものについてはやらなければいけない。しわ寄せは労働者のところにしかいかなくなってしまう中で、人がどんどん変わっていく。

安全面、衛生面で非常に不安を感じるというような率直な意見が出されているものを見たこともあるわけなんですけど、こ

こが非常に大きな課題ではないかなというふうに思うんですが、その点のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、今回の予算で民間委託になりました。委託料がふえて、パート賃金が減って、正職の調理員さんも30名から28名と2人減りましたと。それだけで、単純に並行して並べるとというのは実態にはそぐわないわけで、行革として見れば、同じ土俵に乗せて比べるわけなんですけども、ことしの予算として、去年と比べてどうですかということなんですね。その点、ちょっと改めて教えていただけないでしょうか。お願いをいたします。

それから一つ、やっぱり安全安心のために事細かな打ち合わせをしなければならぬですし、公的責任を果たす上では、学校の栄養士さんや、それから教育委員会さんが受託会社の責任者や受託会社の調理員さん、栄養士さんともしっかりとした打ち合わせをしていただいて、ほかの学校の給食と中身が変わったり、衛生面で不安がないようにチェックをしていかなければいけない、これは当然のことだと思うんですけども、一方で労働者派遣法の問題では、偽装請負とかいう問題も非常に大きな問題になっているわけなんです。

何度も議論をしてきたわけなんですけども、例えば労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準、いわゆる厚生労働省が出している37号告示なんですけども、最近学校給食の調理部門、民間委託に関して、この37号告示との整合性についての質問が、非常にたくさん厚生労働省の方にも来てるそうなんです。

それを受けて、厚生労働省は疑義応答集というものをつくっておられます。そ

の疑義応答集の中でも、7項目めなんですけども、全部で疑義応答は15項目あるんですけど、そのうちの7項目めで作業工程の指示というのがあります。Q&Aなんですけども、「発注者が、請負業務の作業工程に関して、仕事の順序の指示を行ったり、請負労働者の配置の決定を行ったりしてもいいですか。また、発注者が直接請負労働者に指示を行わないのですが、発注者が作成した作業指示書を請負事業主に渡してそのとおりに作業を行わせてもいいですか」という質問がされてます。

その答えとして、「適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示その他の管理を請負事業主が自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理することなどが重要です」というふうに答えています。

「こうした指示は口頭に限らず、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して文書等で詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合も、発注者による指示その他の管理を行っていると判断され、偽装請負と判断されることとなります」ということで答えておられるわけですね。

そうしますと、善意なんですよね。安全な給食をやってもらおうと、民間に任せたって、一般の学校と同じように安全にやりますよということが学校給食民間委託の市民への説明ですし、安全を守るための担保のはずですから、それをせざるを得ないわけなんです。

ただ、それをやることによって、民間委託会社で働く労働者にとってみると、偽装請負というような指摘を受けられる、または不利益な不当労働行為のもとに置かれるということもあり得るわけですよ

ね。

いろんなところでも同じようにやってるじゃないかというふうなことなのかもしれないかもしれませんが、サービス残業にしても、それからこの偽装請負の問題にしても、派遣の問題にしても、いろんな会社がやってきたことが社会問題化して、間違ってたということで見直しが始まってきてるわけで、とりわけ学校給食の現場において、そういった点ではきちんとした精査をしないといけないと思うんですけども、その点はどのように認識されて、この学校給食民間委託を継続し、拡大していこうとしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

調理上の改善事業につきましては、これから来年度になりますので、工事については、しっかりと安全、それから教育に支障のないような形で地元の皆さんや学校、保護者、先生たちとも協議をして進めていただきたいなと思います。

幼稚園については、預かり保育についてですけども、現状の人員で進めていきたいんだということではありますが、今までも子どもたちが帰った後というのは、幼稚園の先生たちは、それぞれのいろいろな業務があったかと思うんですけども、それをしながら、新たに預かり保育をやっていくということについて、安全や、それから幼稚園教諭の業務が守られるのかどうか、ちょっと不安を感じるんですけども、その点をどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

こども園につきましては、いろいろな議論があります。今、具体的に進められていくということでもありますし、専門的なアドバイスを受けるための報償費も15万円計上されているということではありますが、保育園という子どもの保育という考え方と、教育という考え方が全く

違うものが一つになっていくという中で、かなりのすり合わせが必要になってくるかと思えます。

現行の、今まで何度か連携のための作業が行われたり、それから今準備委員会が進められているということでもあります。準備委員会の会議等、どのような頻度で行われているのか、また具体的には別府の保護者の方々や地域の方々への中間報告なり、どんな方向になっていくのかということが今後されていくのかどうか、その点も聞かせていただきたいと思います。

教育研究所につきまして、ご説明をいただきました。1階の部分が障害者の団体の方々が使われるセンターになるというふうに聞いておるわけなんですけど、一つの建物で、2階、3階部分が新たな教育センターということになるのかなと思うんですけども、いろいろな建物上の管理の費用ですとかが計上されてるわけなんですけど、建物全体を教育研究所の方で見るのか、2階、3階の部分だけで見ていくのか。

または、障害者の方々のセンターとの連携や建物そのものを共通のセンターとして見ていくのか、その辺のすり合わせですとか、議論ですとかいうものはどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

図書館につきまして、ご説明をいただきました。いろいろ研究もしていただいて、より近いところに本があるというような状況をつくっていただきたいと思いますので、要望としておきます。

文化財については、結構です。今後、議論をしていって、条例をつくっていただくことになるかと思えますが、その際、摂津市内にある、先ほども埋蔵文化財のお話がありましたけども、摂津が持って

いる文化財ですね、そういったものを条例をつくりながら、市民の皆さんにもお知らせをするというふうに、そういったことにも努めていただけたらいいのではないかなというふうに思います。

それから、パブリックコメントにつきましても、どうもパブリックコメントというのは、何か最後の最後でやっつけ仕事で、いろんな計画見ても、残り2週間しかありませんと、ああいう公民館のところでファイルに挟んで、持ち出し厳禁と書いてポンと置いてあると。回答用紙も用意しないと、今回の行革計画なんかそうなんですけども、あれっと思ったりしてるんですけど、そういうようなパブリックコメントで、本当の意味で市民の意見聞くものにしていただきたいと要望しておきます。

温水プールにつきましては、わかりました。

体育館、スポーツセンターにつきましても、新たな体育館がどんどん減って行って、努力もして、体育連盟の方々にもご協力もいただいているということですが、総合スポーツクラブなどの検討も始まっていく中で、じゃあどこで体を動かしたらいいのという声が、やはりまちの中でも聞こえてきてるんですね。例えば、外で元気に遊びたいんですけども、公園でボール遊びをしたら花壇を傷つけたり、それから家に当たったり、小さな子に当たったりして、ここじゃほとんどボール遊び禁止になっていますし、そういう点では、今の子どもたちがスポーツにふれる場所というのは、どこかのクラブに入るといったようなことではなしには、なかなか参加しづらいようなことになっています。

体育館も運動場もグラウンドも、敷地の問題や予算の問題もあるかと思えます

けども、今ある施設というのは本当に貴重ですし、失ってしまえばもう戻ってきませんし、今ある施設、本当に有効に使ってもらえるように工夫していただきたいと要望したいと思います。スポーツセンターでいいですとグラウンドですとか、所管がちょっと違ってくるかもしれませんが、公共利用に働きかけをしていただけたらどうかなと思います。これ、要望としておきます。

学童保育でございます。ご説明いただいて、指導員さんを確保するという困難さも理解できますが、やはり当初予算と比べても、大きな違いがあるというのではちょっと問題があるのかなと思います。

学童について、先ほどもご紹介しましたこどもプランを立てる上で、今年の3月に子育てに関するアンケート、就学前の児童のいらっしゃるご家庭と、就学していらっしゃるご家庭にアンケートをされていて、学童保育についてもアンケート結果が出されています。

アンケートで学童への希望、どんなことを希望しますかというのを統計で見ますと、学年の延長というのが一番でしたよね、39.6%あるんですよ。今の1年から3年までなんですけど、4年、5年、6年まで延長してほしいという意見があります。

それから夕方の延長、今は5時までだったかと思いますが、実質働くお父さん、お母さんにとってみて、仕事は5時までであれば、5時には家にいることはできませんし、お迎えに行くことはできませんし、子育ての世帯にとって、本当に実態に合った形で延長してほしいというのがこの結果にあらわれてるのかなと思います。そのほか、土曜日の開所をふやしてほしい、18.8%、施設や設備の改善、日曜利用などの希望ありが20%と

というような結果になっています。

学童に対する期待というのは、働きながら子育てをされていく方々にとっては、やっぱり大きなものがあると思います。そういう意味では、今後やっぱり充実を図っていただきたいと思うんです。

今回も待機児を少しでも解消しようということで、1月末の締め切りのときの定員数を、定員数ちょうどではなくて、基準の上限に設定をされたことによって、待機児が大分減るといようなお話をいただいて、それは努力として評価できるものだと思っているんです。

しかし一方では、施設を改善していったりとか、子どもの安全を確保していくという上で、面積であったり、それから指導員さんの人数についても、やっぱり人がふえていくという中で、そのままということでも、それはまた一つ問題あるのかなというのも思うんです。

国としてきちんとした基準が学童保育についてはありませんけども、ガイドラインというのが示されていますよね。補助金との関係で、70名以上になったら補助金が減るということであったりとか、それから基本的な生活の集団は40名程度が望ましいとか、校庭とか体育館、余裕教室の利用は学校とかとの連携を強めて、積極的に図っていくこととか、それから指導員の役割も明記されていたり、それから施設上でいきますと、1児童当たり1.6平米程度が望ましいと。

これ、ぎゅっと固まった基準ではないのかもしれませんが、それが大体基準になっているわけで、そうしますと、定員はふえたけども、施設はそのままであったり、指導員さんの数はそのままということになりますと、今度1人当たりの学童児童に対する安全面という点では、後退にもなるとも言ってしまうわけです。

よね。

そういう点では、市民の、また保護者の方々の学童に対するいろんな希望に対して、それから安全面に対して、市として国のガイドラインに沿った基準もきちりとつくって必要があると思うんですけども、そういったお考えをちょっと改めてお聞かせいただきたいと思います。

摂津小学校の学童保育についてですけども、改修工事につきましては今ご説明ありまして、平成21年度設計をしたんですけども、今度は体育館を壊して、調理室と、それから学校のいろいろな施設も総合的に考えていかなければいけないということになったということは、21年度当初、設計はどんなふうな設計をされていたのか。

それは、果たしてこの後どんなふうにつながっていくのかというのが、これが不透明だと思うんですけど、当初の計画、自主設計であれば、今年度どこに、どのような形で建つ予定だったのか、それはちょっと参考にお聞かせいただきたいなと思います。

わくわく広場については、減額の中ですけども、地域で協力して進められるように、これは難しい問題ですけども、粘り強く対話の中で一步前進、二歩後退、三歩前進ということになるのかもしれませんが、努力をお願いしたいと思います。

耐震補強工事につきましては、改めて、特に体育館というのは避難所にもなるということで、優先してやっていくというふうにおっしゃっておられるわけですから、今回千里丘小学校の体育館、その後まだ二つの体育館が残っておりますし、それからI s値でいいますと0.7に近いところと、0.31というようなところで、一步違ったら0.3未満で、やらなきゃいけないようなところも残されて

いるわけで、そこはしっかりと予算増に向けて頑張っていたきたいと。

それと、前もお話ししたことがあると思うんですけども、それでも10年、20年先になってしまうのであれば、避難する場所や、逃げ道だけでも確保するための部分的な補強であるとか、補助金つく、つかないの問題もあるかと思いきいけども、研究をしていただきたいと要望しておきたいと思いきい。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 それでは、学力定着度調査事業に変わってのご質問にご答弁申し上げます。

確かに、子どもたちの学習の改善等に役立てていくという目的は、非常に大きなものだと考えております。そのためには、タイムリーに子どもたちにテストを返してやることも必要だと思いきい。

市で行っていましたが学力定着度調査につきましては、夏休み前には学校に結果を返しておる、このような状況がございました。今回、現在のところの国の調査の実施要領等見ておりましたら、8月に結果が返ってくるということになっておりますが、抽出で数も減っておりますから、もう少し早く返ってくるのではないかなと、そういう推測もしておるところでございます。

今回、業者委託で採点等行いますが、一方で教員の負担軽減、これもございませう。しかし、この負担軽減は、あくまでも子どもに向き合う時間、この確保でございませうから、返ってきた調査結果から一人一人の子ども顔が見えるように指導していくこと、これは重要であると思いきいしておりますし、そのように活用されるよう我々としても努めてまいりたいと思いきい。

次に、特色ある学校づくり推進事業に

かかわってでございます。

ご承知のとおり、教育課程の編成に当たっては、児童生徒、あるいは地域の実態、これを配慮した上で教育課程を編成していく必要がございます。そんな意味でいいますと、特色ある学校づくりとは、地域や児童生徒の実態をどこまで把握するか、これが重要であると考えております。先ほど申し上げた学力調査も一つの実態、その実態に基づいて、どんな取り組みをしていくか、これも特色であると、我々はそのように考えております。

この評価の内容でございますが、やはり地域、あるいは児童生徒の実態を踏まえたものであるならば、その実態がどんなものであるか、そしてまた、その実態で改善すべきものがあるならば、どう改善したか、そのような内容について積極的な情報発信を行えたかどうか、これが一つの判断材料になると思っております。

学校は、発信したつもりである場合が非常に多ございます。しかし、伝わらない場合も実際問題たくさんございます。より発信し、さまざまな対話を進めながら学校改善に取り組んだところ、これが評価できる学校だと思っております。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 安藤委員の2回目のご質問に順次ご答弁申し上げます。

まず、給食の調理業務の委託業者のコストの観点のご質問でございますが、業者の方の実情については、私の方、認識できる状況にはないわけでございますが、他市で給食の調理業務を委託する際に入札のみで行っている、価格のみの入札で即決定してる市で請け負っている業者さんなんか聞きますと、安藤委員おっしゃったような状況も考えられるようです。

本市の場合、説明の段階で本市は価格のみに寄らず、実績等も踏まえながら決

定させていただくということをお大前提にさせていただいておりますので、その観点の部分の不安はないものと考えております。

また給食の実施回数というのは、実質180数回ですから、通常の勤務、もちろん勤務日数は三期の休業中も勤務があるわけですけれども、実際に主たる業務である学校給食、児童に対する給食をつくるという作業の部分については180日、その差は60日ぐらい、この部分をどうとらえるか。業者の方は、この部分については休みであるということでの賃金の差というのが当然出てくるものと認識はしております。

それと、ことしの予算と去年の予算の部分なんですけれども、厳密に2人退職者が出てというところの比較で数字を計算しますと、お二人とも大体いろいろな諸経費を入れると900万円程度、それと非常勤さん1人が100万円程度、それと再任用の方が非常勤に移られるということのコストの差が300万円近くございますので、それを合わせますと2,200万円程度、双葉給食さんが契約金額が5,940万円、1年間にしますと1,980万円で、その差が220万という単純な計算はできるのかなというふうに思っております。

それと、37号告示に対する質疑応答集の部分でございますが、この部分については、私どもも十分認識はしております。

ただ、昭和60年当時から、文部科学省より給食の調理業務に関しては、合理化通知というのが出ております。これは、60年以降出て、そこから全国的に、それ以前からのところもございまして、給食の調理業務の委託が広がり出して、その都度といいますか、偽装請負の問題点

はいろいろな市でも議論をされているところでございます。そういった観点では問題ないとは思っておりますし、東京の杉並区の方での判例の際の説明の中で、そういった指示の部分が恒常的でなければ、受託の業者が業務の遂行に関する指示その他管理をみずから行うことを否定するものではないということの判例も出ておりますので、そういった観点からしますと、そういう偽装請負という部分には当たらないというふうには認識はしております。

次に、預かり保育の部分でございますが、確かに現状の中でできるかどうか、とのご指摘でございますが、2時以降、水曜日は11時以降、この部分については、会議であったり、研修であったり、また子どもたちに対する手づくりの教育教材等の時間ということであるわけなんですけど、この部分については、十分工夫することによって、預かり保育の時間の捻出は可能であるというふうには考えております。

次に、こども園に対するご質問でございますが、保育と幼稚園の制度の大きな違い、これについては、さまざまな観点でクリヤーしなければならない部分はあるというふうには考えておりますが、基本的にはこども園の部分で、保育所と幼稚園の合同でという部分につきましては、4歳、5歳児、この部分のコアとなる時間ですから9時から2時まで、この部分が合同で保育することによって、市としての就学前の教育の観点での取り組みということで考えておりますので、さまざまな違いがありましても、こども園全体で考えなければならない部分と、その辺は分けながら、またあくまでも子どもを中心に考えていきたいというふうに思っております。

次に、会議の頻度は、現在もおおむね月に1回のペースで会議検討しております。今後もこのペースを維持しながら、先ほども申し上げましたように、22年度は4月以降、別府の幼稚園に配置される職員、別府保育所に配置される職員が中心になりながら、こども園の部分については、具体的なシミュレーションを行っていくと。それ以外については、先ほども申し上げましたように、就学前の教育の充実の部分について、どういった取り組みをしていくべきかということを引き続き検討していきたいということで考えております。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 それでは、青少年課に係ります2回目のご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

学童保育の、例えば学年延長、時間の延長、また土曜日保育の回数増等の学童保育事業の充実ということでございますけれども、これはそれぞれ今現在課題があるかと思っております。

今現在、厚生労働省のガイドラインの基準でいきますと、学童保育室については、おおむね1.65平米という一つのガイドラインとして示されております。

今現在、千里丘、三宅柳田、鳥飼西、鳥飼東を除いては、学校の空き教室を利用して学童保育を行っています。学校の空き教室、普通の教室ですけれども、大体6.6平米ぐらいございます。今現在、定員としては40名でしておりますので、先ほどのガイドラインで示されております1.65の面積になるかと思っております。ただ、これも待機児童の解消ということになりますと、受け入れた人数分だけ割り算で1人当たりの面積が狭くなります。

あと、学校施設の中でおおむねこの学童保育を運営しておりますので、学校と

も相談しながら、利用できる施設については借用するなりしていきたいと思っておりますけれども、現在空き教室等がどの学校も余らないという状況の中で、現在そういった施設をお借りするのはなかなか、ふやしていくということについては、ちょっと難しいかなと思っております。

あと、保育時間の延長につきましても、これも指導員の労働条件の変更等も伴います。これも組合との協議等もありますので、そういったところも今後の中で、またそういったことも課題としてはございますので、そういったところを踏まえて、こういった充実等について、さらに研究していきたいと思っております。

それから、摂津小学校での学童保育、22年度、もし建てればどこかということでございます。これにつきましては、学校施設を管理してます教育総務課、それから学校長立ち会いの中で、摂津小学校の敷地の中で、どこで建てれるかということで、実際に場所等確認させていただいたんですけども、今摂津小学校では2教室、学童保育としてお借りしております。その2教室建てれるスペースとして、一応学校長、また教育総務課の中で一応合意できましたのが、星翔高校の境界のところにあります砂場ですね、その一角が一番ぎりぎり2教室建てれるスペースかなということで、そこをもとに設計を行いました。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 研究所に関するご質問についてご答弁申し上げます。

建物の管理についてでございますが、1階と2、3階部分の使い分けでございますが、基本的にはそれぞれの主管課で管理は行うということにしてはおりますけれども、2者で一緒に発注したり、一

緒にする方が合理的なもの、これにつきましては、いわゆる面積的なものでございましたら按分、2対1の割合でそれぞれ支払うと。

それから、光熱費等につきましては、メーターで切り分けられるようなものは、それに対応すると。それから、2者が入ってるわけなんですけども、1者で独立するとか、1者だけを代表と出すものがございますね。例えば防火管理者だとか、どちらか片っぽがそれを担うというものがあるんですけども、これについては、当研究所の方で担っていくと。基本的にはこういうことで対応したいというふうに考えております。ありがとうございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 では、幾つか再度お聞きしたいと思います。

学力テストについてなんですけども、テストをするということについて、何も否定してるというわけではないわけなんですけども、今回の全国学力学習状況調査ですね、結果が出てから、いろいろな論調もあって、学力イコール点数であったり、全国の中での順位づけが形づけられてくるという本来の目的からはずれ弊害が生まれました。

その結果、本来の学力をつけていくための努力であったり、全体の学力の中の一断面としての学力テストの結果と、そこから導かれる生活状況や家庭での学習習慣とか、そういったものと関連づけていく中で地域にアピールを、発信をして、一緒にやっというところ、本来の目的とはまた違う部分で順位であったり、2教科の点数がひとり歩きしていくというような弊害も生まれてきたというのも、これは言えるのではないかなということだと思っております。

そういう点では、改めてお金を出して、しかも先生の負担をやっぱりふやせないわけですから、子どもたちの学力、直接結びつくような学力テストであれば日常的にやっておられるし、それは負担ではなくて、先生と子どもたちとの学習行為、教育行為に当たるわけです。

外部からのテストをやって、それを採点するから負担になってしまって、ほかの業務に支障が出てきてしまうということで、業務委託して点数つけてもらうということになってしまわないかと、そんなふうに理解をするんですけども、そういう点では、こういった一律的な学力テストというものについて、あえて抽出になったからといって、受けないからといって、学力向上に消極的だというふうには私は見られないし、決してそんなふうには教育委員会の皆さんも思ってないと思ってるんです。

そういう意味では、私は改めて学力テストの参加というのは取りやめるべきだと。それでもやられるのであれば、学力テストの結果が、直ちに子どもたちに反映されるような工夫をやっぱりするべきだというふうに思います。意見として申し上げておきたいと思います。

それから、給食についてです。

行革ということで言いましたら、いろいろな土俵をつくって、土俵の上でどっちがプラスで、どっちがマイナスかというような試算が成り立つかと思うんですけども、実際に毎年毎年予算を組んで決算をしていくと。

退職者不補充ということで、減った部分で民間委託をして、給食調理業務に支障を来さないようにしていくというのが教育委員会、摂津市の考えなわけですから、民間委託スタートさせ、毎年1校ふやしたということで、じゃあどれだけの

経費がふえて、どれだけの経費が減ったのか、そういったものについて検証するというのも大事なことじゃないかなと思うんです。

そういう点で、今ご説明いただきますと、民間委託したからといって、今年度大きく予算が浮いたということではないということは、ちょっとわかりました。今後、これからどうなっていくのかというのはわかりませんし、退職者に対して900万円という正職員さんの数字で計算すれば直営が高くなるけども、退職者の後に高校を卒業された方が新たに新人として入ってこられれば、その1年は直営でも経費としたら、民間委託と遜色がなかったりするわけでもありますし、それは教育としての学校給食を担う人材を育てていくという、非常にプラスの面もあるということを指摘しておきたいと思えます。

37号告示に関する疑義応答集なんですけども、杉並区の判例であったりとか、それから昭和60年以降、当時の文部省からの合理化方針が出されてるというようなお話がありました。ただ、昭和60年当時といいますと、当時まだ派遣、請負という問題は大きな問題になっていませんでしたし、派遣そのものが本当に認められていない時代だったと思います。

1999年に派遣法が改正されていきますから、そこから派遣業務がずっと拡大をしていくという中で、製造業にも派遣が認められていく。本来、派遣であれば、1年で雇用すれば、正社員として雇用していかなければいけないというルール、それが3年に延びましたけども、それを逃れるために偽装請負という社会問題も生まれてきたというのは、非常に今日的な社会問題だと思うんです。

そういった中で、学校給食の民間委託

そのものが、こういった調理業務民間委託として予定されていなかったのではないかなと思うんですね。

学校給食として、安全を守るために民間委託を選択したのであれば、きちんとやっぱり管理してほしいです。お任せというのはやっぱり不安ですし、保護者も絶対に許しません。

しかし、それをやることで、今度はそこで働く人たちの労働の権利そのものが脅かされているという社会的な問題、それからそれを解決していかなければいけないという要請もあるわけで、そこに大きな矛盾、それぞれの言い分がぶつかり合って、どっちも正しいんですけども、結局じゃあ学校給食そのものに、民間委託そのものはもうそぐわないという結論にしか私はならないんですね、頭の中ではね。

大事にやろうという共通の思いと、しかし労働者の権利を守っていこう、社会のワーキングプアの問題を解決していきましょうという社会の要請に対してどう応えていくか、それが教育現場でその矛盾を抱えたままやるということが本当にいいのかどうかというのが、私は大変疑問に感じています。

大阪労働局の需給調整事業部の方にも電話で問い合わせをしまして、非常にやっぱり働いておられる方からの問い合わせというのもふえているそうです。

「具体的な状況じゃないと判断はできないけども、一般的に、日常的に来週の献立の打ち合わせをしたり、あしたの調理については前日の夕方、調理員さん同士でやったり、事細かにやっていくというのは、一般論として偽装請負と言われても仕方ないですね」というようなお話もあるんですね。具体的に見ていっちゃらないから黒というような話ではないで

すけども、そういった疑いもあるということなんです。

より慎重に、こういった法令の問題、法令順守の立場からいっても、労働者保護という立場からいっても、安全な給食を提供し続けていこうという問題においても、問題がたくさんあることで、いっぱい矛盾を抱えたまま2校目に突入してしまっていますから、ここはより慎重に、改めて、これでもうどんどん拡大していくんではなくて、その都度、検証していただきたいと思います。これ、答弁いいです。要望とします。

そのほか幾つかありますが、預かり保育とこども園につきましても、幼稚園教育、就学前教育と、それから預かりの保育、延長保育ですね。保護者の子育てに対するニーズといいますか、要望にもかかっているといるんですね。

サービス面でいいますと。給食出ます、保育の時間も長くなります、しかも幼保一元化で0歳児、1歳児、2歳児の子ともふれ合うこともできますということで、非常にニーズにかなったもので、幼保一元化そのものを私、否定するものでないんですけども、余りにも国の保育の基準をどんどん緩和していこうとか、それから市場化が進められて、保育や幼児教育の分野で市場化によってどんどん進んでいくということによって、本来持っている保育の性質、公的な責任というものがなおざりにされるということは、やっぱり危惧として持ちながら進めることは大事だと思っています。

そういうことも視野に入れながら、頭を中心に置いていただきながら、検討についても、また状況についても、市民にしっかりと、求められれば公開をして、または市民の意見を聞くという立場を貫いていただきたいなということで、意見

を申し上げておきたいと思えます。

あとは、最後1点だけ、学童です。1人児童当たり、1.65平方メートルというガイドラインがあって、学校教室を借りているところでいくと40人ですから、大体そのぐらいだというのはよくわかるんですが、摂津市の場合ですと、70人越さない、1クラスです。

例えば60人の学童保育室ですと、一つのクラスですね、1人当たり1平方メートルちょっとでガイドラインよりも少なくなっていくというようなこともあるのかなと思ったりします。

施設の問題もあると思うんですけれども、それだけ求められている、期待されている学童保育について、第四次行革の中にも、見直しというものは項目としても上がってますけれども、やっぱり公的な責任をしっかりと果たしていくという上で、このガイドライン、それから摂津市としての基準もきっちり持っていたきたいと思うんですけれども、そういったお考えについて、ちょっとご答弁をいただきたいというふうに思えます。

3回目、以上です。

○柴田繁勝委員長 大場部長。

○大場生涯学習部長 学童保育の行革で上がっている件でございますけれども、さきの本会議におきましても、第四次行革の案ということで、学童保育の充実に向けて研究してまいりたいというふうなことで、民間に任す方が、サービス面だけではなく、経費面で効果が上がるということについて今後研究するというふうなことで答弁いたしております。

民間の保育所に仮に民間委託する場合、例えば保育所では保育園児に学校が終わってから学童保育されているところもございますし、時間延長されている、7時半までやっている法人もございますが、今

後、いずれにしても、延長保育なりにつきましても、受益者負担というんですか、時間延長、それも含めてサービス拡大と受益者負担のセットで今後も研究していきたいというふうに思っております。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午後2時47分 休憩)

(午後3時14分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 質問させていただきます。

まず、予算書の歳入の部分でございますが、ページ33ページの学校施設等の使用料の体育館とかそういう学校の施設の使用料のことを書いてあると思うんですけれども、一応の、一定の体育館等学校施設を利用するときに、一定の基準というのがあると思いますが、そのことをちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから、ページ47ページのまなび舎Youth補助金ですね。そのこともちょっとお聞きしたいと思います。

それから概要に移りまして、まず106ページ、子どもの安全対策事業ですね。

先日、ちょっと産経新聞見ておりましたら、門真の方で子どもたちの集まる場所に防犯カメラを設置するという記事が載っておったんですが、非常に防犯カメラというのはプライバシーの問題等で、それぞれいろんな意見がありますけれども、ただそういう安全対策ということを考えましたら、非常に抑止力になるのではないかというような意見がありまして、子どもたちにはそういう形で導入されたと思うんですが、本市においてもそういうお考えはないのか、ちょっとお聞きし

たいと思います。

それから、108ページ。

これ、前も何回も聞いたんですけれども、108ページの教職員等相互共済福利厚生事業の内容をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、110ページの教育指導研修事業ですね。教職員の資質向上を図るための研修経費、そのこともちょっとお聞きしたいと思いますし、それからちょっと教育研究所に関してお聞きしたいと思います。

若手の教職員に対して、さまざまな学校での悩みとか、それから指導方法に対しての悩みとか、いろんなものがあると思うんですけれども、先日、非常にショッキングなことを聞きましてね。お医者さんからですけど。その方が言っておられたのですが、非常に自殺の一番多いのは、学校の先生ということをお聞きしまして、そういう点で非常にショックを受けたわけですが、若手の先生のそういう悩み相談とか、そういうことはどのようにされておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、同じく110ページの学校部活動等の助成事業ですね。非常に今、部活等でいろんな要望が全市的にあると思いますが、それぞれのご父兄の方が、また子どもたちがそういう要望をしましたら、大概の学校側からの返ってくる返事の中には、大概既成のクラブがそれぞれの施設を使っているの、なかなか使えないとか、またその顧問と言いますか、先生方が非常に不足しているの、そういう点で対応できないというような返事が返ってくるらしいんですが、そのことについて、今後、この予算の中でいかにその学校のクラブ活動を反映していくのかということをお聞きしたい

と思います。

それから、同じ110ページの教科書採択の事業に関して、またどのようにされるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、先ほど安藤委員からもありましたけれども、学力定着度調査事業、そのことに関して、前回の決算のときにも質問させていただきましたし、先日の教育フォーラムですか、あのときも先生言っておられましたが、非常に大阪の学力の低下が著しいということ、またこの摂津市の学校が、大阪の中でも下位のランキングにあるということをお聞きしましたけれども、その点から、学力向上に関してどのようにされるのか、ずっとこの中にいろいろ、ほかの項目でも学力向上プラン推進支援事業ですか、そういうこともありますし、全部それも含めて、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

前回の決算でも言いましたけれども、東大阪が一応3年、5年という計画を決めて、そういう形で目標、3年後には大阪府の平均、5年後には全国平均に東大阪の小・中学校の学力を持っていくという、目標をしっかりと持ってやるということで、市長から直接お聞きしたんですけれども、本市もそのようなお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、学校家庭連携支援モデル事業ですね。このことも内容をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、同じく112ページの学校読書活動推進サポーター配置事業ですね。非常に先日の教育のフォーラムでも話されておったんですが、秋田県のある、どのまちやったかな、俳句とか、子どもたちにやらせて、非常に創造的な応用力をつけるということをおられ

ました。

やっぱり直接学校、学問、算数を教える、国語を教えるという形もそれは必要ですけれども、当然それが主ですけれども、やっぱり読書をするという習慣が、そういう学力向上につながるのではないかというふうに思いますし、豊かな心をはぐくむのではないかというふうに思います。

また読書の日というのがあるらしいですね。だからそういう面も踏まえまして、どのようにこれを支援していくのか、配置していくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから同じく112ページ、これも先ほども言いましたけれども、学習サポーター派遣事業、これもちょっと先ほどの質問と一緒に答えお聞きしたいと思います。

それから、先ほど安藤委員からもありました、スクールソーシャルワーカー等活用事業ですね。これもどのように、新たな展開ということをされるということでございますので、それをもうちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

それから、スクールガードリーダー配置事業、これもちょっと大体のことはわかりますけれども、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

それから、学級補助員配置事業、これは、ちょっと私間違っているかもしれませんが、いろいろ学校によっては荒れた学校というのがいろいろわさで聞くんですけれども、そういう形でそこに集中的に学級補助員を置いていく予定はあるのかどうか、ちょっとそのこともお聞きしたいと思います。

それから、114ページですね。教職員人権問題研修事業。これ、さまざまな人権教育を教職員がして、それをいろん

な学校等で反映させるということだとは思いますが、今、テレビニュース等で毎日非常に暗いニュースの中に、乳幼児の虐待というのがありますね。

もう大変、ちょっとこの目、耳を疑うような残虐な行為を親が自分の子どもにしているということで、非常にショックを受けるんですけれども、幼児の場合、ちょっと幼稚園とか小学校で、そのような親からの虐待を受けた子どもに対して、どのように対応していかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

現実に、私もそういう場面に遭ったことがありますけれども、完璧に親の考え方と周辺の考え方のギャップが厳しくて、また、その親のさまざまな人権とか、また保護者としての権利もあるというふうに思いますし、そういう点でなかなか介入しにくいというのはよくわかるんですけれども、しかしこういうことは早目に対応することが、非常に悲惨な事故を、事件を防ぐということがあります。

大概そういう事件が起きたら、後で何で皆がそういうふうに気づかへんかったんか、何でそういう形でバックアップできなかったかというふうなことが議論されるというふうに思いますので、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、同じく116ページの就学援助事業ですね。今、このようなご時世でございますので、生活保護を受ける方々もふえておるということでございますし、要保護、準要保護、ここ1、2年の推移と言いますか、そういうことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じく116ページの小学校の給食についてですけれども、先日、この文教常任委員会の視察で鳥飼西小学校の給食を我々はおいしくいただきました。

ここに資料があるんですね。これは残菜の一つの推移と言いますか、摂津市の小学校の残菜ですね。その資料を見てましたら、不思議なことがあるんですね。

鳥飼西小学校、平成20年度から民間委託実施されたんですね。この民間委託。残菜ふえてるんですね、これ、非常に。それにはいろんな理由があると思いますけれども、残菜がふえているんですね。鳥飼小学校、残菜、過去に非常に多かったんですねけれども、徐々に減っておるわけでございます。

学校教育の中に一時言われてましたね、知育・徳育・体育そして食育。そういう点で、そういう残菜を残さないという教育も、これも大変必要な、重要な一つの教育というふうに思いますが、そういう点から踏まえて、鳥飼西小学校の残菜ふえてることについて、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、ページ120ページの、これも就学援助事業ですけれども、中学校夜間学級生徒に対する扶助費ですね。これもちょっと内容を教えていただきたいと思います。

それから、これは124ページ、音楽祭開催事業ですけれども、これ、もう本当にその事業に当たられる方のご苦労はよくわかるんですね。そしてまたこの音楽祭が、全国的にも非常に有名になって、この摂津の一つの誇りになってきているということはわかるんですねけれども、ただ毎年この事業のこの金額が、非常に突出と言いますか、非常に高額です。

今この財政状況の中で、僕はこの音楽祭は、ずっとこれは続けていくべきだというふうに思いますが、しかしこの予算面で、ちょっと高額過ぎるのではないかというふうに思いますので、その点もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、子ども会の件です。これは毎回毎回質問させていただいて、非常に申しわけないんですけども、我々、子ども会のさまざまな方々とお話しする中で、もう本当に苦慮されているような状況でして。

過去のことをずっとそれを続けいといけないという、一つの責任感は皆さんにあるんです。責任感あるんですけども、現実的にその参加率も減っているし、それからその地域のさまざまな支援の状況も変わっている中で、非常に負担に思っている方が多いんです。

私はそこで、時々私もお話しさせていただくんですけど、外部からいいアドバイスをしていただいたら、非常にそういう目からうろこじゃないんですけども、そういう運動してある方々が、活動している方々が、やっぱりちょっと肩の荷がおりるのではないかというふうに思います。

だからそういう人員を派遣していただいて、各校区の子ども会、育成会が活動するときに、そのような講演会を開いたり、手法をいろいろ伝授していただいたり、そういうことができないかというふうに思いますので、その辺について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、図書館ですけれども、非常に大きな、一つの町のバロメーターになると思うんです、図書館の充実が。その図書館が、この2～3年、図書の貸し出しとか、さまざまな利用をされるその市民が、どのような推移になっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、補正予算の方ですけれども、71ページの委託料のさまざまな減額ありますよね。成人際自治会委託料とか、こどもフェスティバル関係の委託料、特に放課後子ども教室運営委託料、これも

非常に減額補正が大きいんじゃないかなと思いますので、その辺もお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○柴田繁勝委員長 答弁を求めます。

小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります件につきまして、ご答弁させていただきます。

まず、学校施設使用料の件でございますけれども、学校開放に関する使用の基準でございますけれども、学校開放に関しましては、摂津市学校施設等の使用に関する条例、条例施行規則、また摂津市学校施設等の使用に関する実施要綱、こういうのに基づきまして、例えば公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがないであったり、学校施設を破損する恐れがない、また営利を目的として使用をおそれがない、といった要件を満たすものを登録団体としてそれぞれの学校の方に登録をしていただいております。

登録した団体については、それぞれ各学校で開放運営委員会を結成していただきまして、その中でそれぞれ施設の使用、また学校の施設の維持管理等、話し合いをしながら、学校施設を利用いただいているところでございます。

次に、音楽祭の開催事業でございますけれども、確かにご指摘のように、予算でございますと749万3,000円でございます。

この中で、音楽祭については以前から、市内の出場者が少ないということで、市民に対しての還元ができてないんじゃないかということもございまして、平成21年度の新たな取り組みといたしまして、市民の方により多く音楽祭を知っていただくということで、千里丘駅から市民文化ホールまでの間、小さなのぼり、フラッ

グ的なものを立てて、市民の方に音楽祭を知ってもらおうといった取り組みをしております。

また、より多くの方に出場していただくために、市内の出場者の方の出場料を、わずかですけれども値下げをさせていただきました。

そして、また摂津市のホームページのトップページに、音楽祭というバナーを張っていただきまして、そこから音楽祭をPRしたりもしました。

音楽祭に関しては、歳入が230万円ほどありまして、実質500万という大きな予算にはなっておるんですけども、できるだけ市民の方に還元できるような取り組みを今後も考えていきたいなと思っております。

それと、小さな子どもさんたちに、音楽祭、将来的に市民の子どもたちが音楽祭に出場していただけるように、音楽祭の本選の審査の合間に、子どもたちを対象としたチャレンジコンサート、スタインウェイのピアノを弾いて、将来的にはこの音楽祭の舞台に帰ってきてほしいという願いも込めまして、そういった試みもやっております。

大きな金額でございますけれども、今後もこの音楽祭の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、概要106ページ、安全対策と、108ページの職員の福利厚生の問題について、お答えさせていただきます。

まず、安全対策のご質問でございますけれども、私ども所管させていただいておりますのが学校内の安全と、あと青色パトロールということで、通学路の安全対策についてさせていただきます。

この学校内の安全ということでは、平成16年より受付室を設置させていただきまして、地域のボランティアの方々によりまして、地域の子どもを守っていただくということで、学校内の安全を受付員でしていただいていることで、抑止効果を伴っているということでございます。

また下校時等の安全につきまして、青色パトロールをもちまして、月曜日から金曜日まで、各中学校区を回って、子どもの安全の見守りを回っておるということでございます。

したがいまして、防犯カメラ等ということでのご質問だったと思えますけれども、学校における防犯カメラの設置というものは、我々でも考えておりません。防犯カメラを設置いたしましても、それを監視するまた人の目が必要になるかと思えますので、学校での防犯カメラの設置は検討はいたしておりません。

続きまして、教職員福利厚生事業の内容ということで、お答えさせていただきます。

以前にも、委員よりご質問あったかと存じます。繰り返しの答弁になろうかと思えますけれども、ご了承いただきたいと思えます。

教職員福利厚生事業につきましては、教職員厚生会に補助金として支出をさせていただいております。1人当たり年額4,000円を補助いたしまして、同額を会員より徴収をさせていただいております。

福利厚生の内容といたしましては、人間ドックや婦人科健診等の補助、また各種研究会の参加の補助、文化事業といたしましては、教育関係図書の購入費の補助などに充てさせていただいており、また講習会や研究会の開催助成などにも支出をさせていただいております。

あと、共済事業等につきましては、弔意の給付金や退職の生業祝金など、また貸付金事業といたしまして、生活資金の貸付なども行っているところでございます。

この厚生事業につきましては、財源も厳しい中、また今日の時代の中で問題も確かにございました。

非常に市民から見ても優遇されているのではないかというような認識もいたしておるところでございますけれども、この件につきまして、平成16年度に市民の方々から厚生会のあり方について、住民監査請求がございました。

この中で、この事業が一体どうなのかということで問われたわけでございますけれども、本市の監査委員の方から、本事業は本来から、市が実施するかどうかということで検討されまして、その中では一定、法律等を調べる中で、教職員に対する福利厚生義務は市教委にあるということでございます。教職員の任命その他身分、取り扱いに関する法律から、これは市教委にあるという認識からでございます。

今後、そういったことも監査のありましたことを受けて、教職員の厚生会の理事会開催の中で、今まで給付等に限って行っておりましたものを、先ほど申し上げましたような事業に切りかえるなどいたしまして、中身を精査し、適正な支出をすることになりましたので、よろしくご理解いただきますよう、お願いいたします。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 学校教育課にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

まず、まなび舎Youth補助金にかかわってでございますが、平成20年度の途中から、大阪府から学力向上にかか

わっての緊急対策として、放課後学習にかかわっての補助金として、各市に対して出されておるものがございます。

本市では、ご質問の中の学習サポーター派遣事業にかかわる中学校の放課後学習室、これを開催に当たってこの補助金を活用させていただいております。

なお、まなび舎 Youth は中学校の放課後学習に対しての補助金でございます。小学校に対しましてはまなび舎キッズの補助金があり、これは青少年課の方が所管しております。

学習サポーターのことが、出てまいりましたので、学習サポーターの派遣事業にかかわりましては、この放課後の学習室であるとか、あるいは授業の補助、あるいは別室で学習する必要がある児童・生徒に対してそばについて支援をする、このようなことに活用しておる、そんな状況でございます。

次に、教職員の資質向上にかかわりましての、教員指導研修事業でございます。さまざまな教員の研修が行われているところでございますが、今、一番ニーズが多いもの、これは授業改善にかかわる研修でございます。また、新学習指導要領の実施に向けて、現在、移行措置期間でございますがその移行措置に当たって、新学習指導要領を適切に実施するための研修、このようなものが中心に行われております。

後ほど述べさせていただきます学力向上ともかかわって、この授業改善は、本市においても大きな課題となっておりますし、さまざまな授業の改善にかかわる研修が現在行われておるところでございます。

続きまして、学校部活動等助成事業にかかわって、ご答弁申し上げます。

学校部活動にかかわりましては、学習

指導要領上もその位置づけが今まで非常に大きく変わってまいりました。現在も学習指導要領の中では内容としては位置づけられておらない。こんな状況がございます。しかし、教育活動としては大きな柱になっております。

部活動の特質といたしましては、異年齢集団による活動であること、また共通の興味、関心を持った生徒が集まる活動であること、これが特質であると思っております。

また、教育的効果としては社会性、協調性の形成、こういったものが期待できる。そして教育的な意義としては、所属意識やあるいは学校を好きになる、愛校心と申しましょうか、そういったものを涵養することにもつながる、非常に意味ある活動だと考えています。

しかし、その学校というものを基盤に考えるならば、その学校での現状ですね、施設あるいは教員の問題がございますので、なかなか広げていくことは困難かと思えます。共通の興味、関心、これのみを追い求めるのであれば、学校間を超えてということも成り立つのかもしれませんが、あくまでも学校の教育活動である、このようなことで、我々としてもさまざま悩んでおるのは事実でございます。

現状といたしましては、教員の配置状況、あるいは学校の施設の状況等かんがみまして、できる限り現状の部活動は維持したいですし、そのために、部活動の指導者派遣等も行っているところでございます。

いろんなニーズがございますが、できる限り現状のクラブ、部活動を維持し、また何か新しい可能性はないか、そういったことも探ってまいりたいとは考えておるところでございます。

続きまして、教科書採択事業でござい

ます。平成22年度は小学校の教科書の全面採択がえの年になっております。例年と同じように、教育委員会からの諮問を選定委員会が受け、必要に応じて調査委員会を置き、調査委員会の報告を選定委員会に上げ、選定委員会から教育委員会に答申がある。その後、教育委員がみずからの責任で教科書を採択していく、そのような段取りになっていきます。

このときに、その諮問のあり方、あるいは答申のあり方が非常に議論されるところでありますが、最終的にはすべての教科書の中から教育委員が責任を持って採択していく、そのような状況になろうかと思えます。

続きまして、学力定着度調査事業にかかわってでございます。本市の学力におきましても、非常に深刻な状況はございます。学力向上プラン推進支援事業、あるいは学力向上プロジェクト推進支援事業でという、新しい事業等も大阪府の方では用意しておったり、さまざまな学力向上にかかわる事業が市あるいは府において設定されておるところでございます。

あくまでも学力そのものは向上させるべきものと考えております。その中で、目標については個々が持つ目標、そしてまた教育委員会が持つ目標、両方あると思っております。子ども一人一人につきましては、これまでの自分よりも少しでも伸びていく、こういったことが目標だと思いますし、教育委員会といたしましては、現在の二極化あるいは拡散化の状況を見まして、学力低位層の子どもたちを何とか日常の授業についていける、そういう状況にしたいと考えております。

と申しますのも、一斉授業が非常に難しい状況、あるいは少人数の指導を行うに当たっても、グループ分けをたくさんしなければならぬ状況等が発生してお

ります。そういう状況を考えましたら、何とかしてその低位層を底上げしたい、そのことによって、中位層あるいは高位層の学力向上もなされるものと思っております。平均点で府の平均がどうなるか、国の平均がどうなるか、そういったこともございますが、まずは低位層、これをゼロにしていきたい、我々はそのように思っている次第でございます。

続いて、学校家庭連携支援モデル事業、これはスクールソーシャルワーカー等活用事業と関連させてご答弁申し上げます。

子どもたちのさまざまな問題行動の背景には、生活上の課題、これが多うございます。その生活の課題に対して、学校の教員も家庭訪問等を行いながら、対応に苦慮しているところでございます。

そういった中で、一つには学校の教員と違う立場から家庭にアプローチする、家庭の教育力の向上のための支援、こういった観点も必要かと思えます。

そこで、これまで家庭教育相談員を派遣しておったという状況がございます。保護者と直接話をする中で、不登校に陥りそうな子ども、あるいは不登校に陥った子どもがまた登校できるような、そんなきっかけもつかめてきた、そういう効果もございます。

また、個人的な取り組みだけではなかなか成果は上がりません。そこで、スクールソーシャルワーカーを現在は大阪府より1校だけに派遣されておるものを、市費も使いまして、全中学校に配置し、福祉の機関であるとか、さまざまな関係機関と連携して、子どもたちの生活上の課題解決にアプローチしていく、これにスクールソーシャルワーカーを中心としながら、家庭教育相談員も関連させて、中学校区体制で子どもたちの生活改善等を図っていきたい、このように考えており

ます。

不登校あるいはいじめ、暴力行為等の問題行動発生の中で、やはり子どもたちの生活上の課題を無視できない、こんな状況がございます。さまざまな課題を整理しながら、どこと連携すればいいか、そういったことをきちんとケース会議等も開きながら解決を図っていきたい、そのように考えております。

続いて学校読書活動推進サポーター配置事業でございます。この読書サポーターの配置によりまして、非常に各学校での児童・生徒の読書活動は活性化しております。1日の図書室の平均利用者数は、配置以前と比べましても3倍以上になっておるといいう数字も上がっております。また、夏季休業においても、図書室が開館されるなど、図書室の利用状況が非常に伸びておる状況がございます。学校にある重要な宝でございます、図書室が有効に活用されることで、また教員の方も活性化し、図書だよりの発行回数が増える、あるいはコンクール等への応募回数が増える、市民図書館の方へも目が向く、こういったいい意味でのプラスの連鎖反応がございます。

読書の日の取り組み等、ご指摘ありましたが、どんどん読書活動の推進に今、何ができるか、その視野が広がっている状況がございますので、引き続きこのサポーターを配置し、学校の読書活動の活性化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

続いて、スクールガードリーダーの配置事業でございます。これにつきましては、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、国から府への委託事業でございますが、それを活用して、現在、スクールガードリーダーを小学校を巡回する形で配置しております。通学路の危険箇所の

チェック等を行い、そしてまた子どもの安全見守り隊等の地域ボランティアと連携しながら、子どもの登下校の安全について、さまざまな協議もを行い、取り組んでおるところでございます。

22年度からは、市町村の補助事業として展開される、そのようなことで、若干形は変わりますが、警察OBをスクールガードリーダーとして配置しており、その元警察官という視点からも、さまざまなアドバイスをいただきながら、今後も小学校の児童の通学の途上の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

現在配置しておるスクールガードリーダーが非常に熱心な方で、中学生の安全についての見守りも熱心に行っていただき、課題についても報告をいただいております。

次に、学級補助員配置事業でございます。荒れた学校に集中的に置く予定があるのかというお問い合わせございましたが、荒れた学校に集中的に配置というよりも、学校の課題解決に向け、学校の組織として取り組もうとしている学校に、この補助員を配置しておると考えております。

と申しますのも、現在配置しておる学校は、生徒指導の課題について、いろんな人の力を結集して、問題行動の克服改善を図ろうとしております。そういった中で人的措置を何かできないかと、そんな要望もございましたし、我々も組織として活用するならば、配置をしてまいりました。

今後も学校組織として取り組んでいくときに人的措置が必要である場合に、配置を続けてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

学校教育課関係、以上でございます。

○柴田繁勝委員長 北橋人権教育室長。

○北橋人権教育室長 幼児・児童・生徒

の虐待防止に向けた取り組みについてご答弁申し上げます。

学校では、児童虐待防止等に関する法律を踏まえまして、教職員は職務上、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、教職員一人一人が平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して、幼児・児童・生徒や家庭へのかかわりを深め、早期発見に努めているところでございます。

虐待を受けた幼児・児童・生徒を発見した場合及び虐待が行われている疑いがあると判断した場合には、校長の判断のもと、子ども家庭センターまたは家庭児童相談室に速やかに通告するとともに、摂津市要保護児童対策地域協議会の児童虐待防止連絡会で積極的な連携を図りながら対応に努めております。

また、虐待とまではいかななくても、保護者の養育や子どもの育ちに課題があり、支援が必要なケースもございますので、それにつきましてもこの摂津市要保護児童対策地域協議会の専門相談部会で関係機関がケース会議を行いながら支援を検討して、対応をしております。

また、今年度、平成21年度ですが、この摂津市要保護児童対策地域協議会で、摂津市児童虐待防止マニュアルが作成されました。学校・園に対しては、このマニュアルを今後活用しまして、さらに子どもたちの安心・安全を保障し、人権を守るために、虐待防止に努めるよう指導してまいりたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 研究所に関してのご質問に対して、ご答弁申し上げます。

若手の教職員の育成にかかわりまして、主に悩みの相談等で二つあると思います。

一つは授業改善、先ほど学校教育課長が申しましたとおり、研修に励むという

というのが一つございますが、授業の参観・指導というのも、学校教育課とともに研究所も学校に出向きまして、授業を見てはぐくんでまいっております。

もう一つが、生徒指導上の悩みと、これは結構大きなものでございまして、校内で一人で悩まない体制ということで、管理職の先生初めスクールカウンセラー、スクールカウンセラーの活用で、心理面からのアドバイス等で受けておるんですけども、このスクールカウンセラーが受けている相談回数の約半分ぐらいが、やっぱり教員からの、この子をどう指導していったらいいんだろうかと、この子の見立てというか、どうしようかというような相談を受けています。

そして、場合によりまして、先ほどから出ております関係機関とケース会議を開くということで、対応しております。

そのうちの、関係機関の一つとしまして、研究所も主に不登校の対応ということを軸にしまして、体制をつくって、若手の教職員の支援を充実してまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 高田館長。

○高田市民図書館長 図書館に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

市民図書館と鳥飼図書センター合わせでの推移でございまして、18年度の貸し出し冊数につきましては、35万814冊でございます。19年度につきましては、34万7,252冊でございます。1%の減でございます。

20年度につきましては36万368冊で、3.8%の増となっております。

続きまして、貸し出し人数におきましては、18年度7万9,886名、続いて19年度は7万9,358名で、前年度に比べまして0.7%の減になっております。20年度につきましては、8万

2, 369名で、前年度に比べまして3.8%の増になっております。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 子ども会の育成について、青少年課にかかわりますご質問ですけれども、子ども会の育成について、委員ご指摘のとおり、この点については我々も大変苦慮しておるところでございます。ただ、この子ども会の例えば役員になるのが嫌ということで子ども会に入会しないとか、それからまた子ども会を結成していても、その校区の子ども会から脱会してしまう。そういったことのケースが我々の方も各校区の役員通じて聞いております。

これの具体的な対策ということについては、なかなか難しいんですけれども、委員ご指摘のとおり、指導者研修、そういったものの中で人材の派遣、こういったことにつきましては、子ども会の育成という科目ではございませんけれども、野外活動支援事業という、一つ、私どもの方で予算を持っておるんですけれども、これはいろんな野外活動を広げていこうということなんですけれども、これは一つ子ども会の活動にも通じます。

この野外活動ですけれども、こういった中で、一つはレクリエーション指導とか、また

3月の末に子ども会の総会もございませうけれども、そういった総会の際の講師とか、この指導者派遣の費用を、今後もこういった子ども会の結成というんですか、子ども会離れから何とか脱却できるような方向に向けて、こういったものも活用しながら、支援を図ってまいりたいと思っております。

それからもう1点、21年度のホームページの中で、委託料、幾つかございまして、この中で事業が完了したものの工

事差金等がございます。その中で、特にご指摘いただいております放課後子ども教室推進事業補助金、これにつきましては、年度当初、各小学校で40回の開催を見込んでおりましたけれども、各学校におきましては、例えば千里丘小学校でしたら第1水曜日に、ちょうどこの放課後教室がある日なんですけれども、学校として、また地域の方の子どもの見守りとして、集団下校を行っておられます。

こういったことが毎月行われていますので、そういった回数の減、ほかの学校でもクラブ活動、これも今、新学習指導要領の関係で、そういったクラブ活動等ができる曜日というのが今、我々のところもそういった中で毎週水曜日を実施しておるところですけれども、学校としても水曜日に学校行事とか、そういったことを、どうしてもはめてこられます。

そういったことで、学校行事との関係でバッティングしまして、開催日数が月に1~2回程度、重なったりすることがありまして、そういったことで開催回数が減となりました。

そういったことに伴う精算を行った中で、一定この補助金の削減ということになりました。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 学務課にかかわります3点の質問にご答弁申し上げます。

まず、就学援助事業の推移でございますが、19年度、20年度、21年度の5月1日の認定率で申し上げますと、小学校が36.16%、34.95%、36.23%。

中学校で申し上げますと33.15%、35.47%、35.32%。

小・中のトータルで35.27%、35.11%、35.95%という推移になっておりまして、若干増加の傾向が見

られるということも言えるかと思えます。

ただ、それより以前の認定率で申し上げますと、もう少し高い水準にございましたので、ちなみに16年度の年度末の認定率、小学校で言いますと41.53%という数字もございますので、その辺との比較ではどうかということがあるかとは思っています。

次に、小学校の給食援助事業の残菜の問題でございます。

平成19年度比で、平成20年度に児童1人当たりの平均が増加した学校が、千里丘と委員ご指摘の鳥飼西、それと鳥飼東の3校がございます。

鳥飼西小学校、20年度増加ということで、委託のタイミングと重なっておるわけなんですけれども、1回当たり児童1人平均8.9グラムの増加ということで、これがどのくらい多いか、少し難しい部分がございますが、残菜の問題に関しましては、確かに以前でしたら食べ切るまで少し時間がかかっても食べさすということもしておりましたり、残ったパンを持って帰るとということも昔は可能でありましたが、最近、衛生管理の部分であったりの中では、そういうこともなかなか難しくなっているのが現状です。

ただ、子どもたちが単純に残すことが当たり前と言いますか、残してもいいんだということのふうになるというのは、やはり問題があると思っておりますので、そのあたりは学校と連携をしながら、やはりきちんと最後まで食べるという、そういうことが基本的な食育の部分にもつながるとは思いますので、そういうふうに対応してまいりたいと思います。

それと、中学校夜間学級の就学援助の部分なんですけれども、これは府内に11校ほど中学校の夜間学級がございまして、平成20年度まではその設置市と大

阪府が2分の1ずつの補助で、生徒さんに対する就学援助を実施しておったわけなんですけれども、大阪府の方が行革の関連もございまして、21年度からはもう実施しないということで、一方的に府内の市町村に通知がありました。

その関係で、生徒さんが住んでおられる市町村で見てほしいという一方的な通知があった中で、府内の各市、通っておられる生徒さんがおる市で、調整等する中で、最終的にはその在住しておられる市町村で引き続いて就学援助を実施しようということでまとまりまして、本市としても21年の5月に要綱を設置して、今年度から実施しておるとというのが現状でございます。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 学校施設等の件ですけれども、一度、小林生涯学習スポーツ課長といろいろ話したことがあるんです。その時もお話しましたが、今、学校の施設を使って、自分の地域の方々が使う、また子どもたちのそういうスケジュール行事に使うとか、いろいろそれぞれの開故事業の中でそれぞれの団体がやっているんです。

ただ、例えばその団体によっては、会費をいただいて、それをやりくりしながら、完全なボランティアでやってはる会もありますし、その会の努力によって、相当数な生徒数の会もあって、それなりの会費の中でその生徒数ですから、当然その収益も上がりますよね。

そのような状況で、これは摂津市の施設、ましてや学校施設を使って、その収益を上げる目的のためにこれは使用させているわけじゃないわけでしょう、当然。だから、そういう点のどこまで規則とかそういう決まりごとによって、管理されているのかということ、具体的にお聞

きしたいんですよ。

それは、例えばある一定以上の収益を上げるんやったら、例えば会費を安くすべきやとか、そういう形のさまざまな方法をせんと、学校の施設を利用して、例えばそれぞれの指導員が、そういう受益をもらうようなことになっとったらぐあい悪いわけであって、そういう点、ちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それから、まなび舎Y o u t hの問題ですけれども、放課後の学習サポーターということで、これ、教育委員会のこのさまざまな面にかかわってくるんですけども、羽曳野市ですかね、市の職員の方々に、教職の資格を持ってはる方が、そういう形でボランティアで、そういう放課後を支援するというこれ教育長の地元の市でございますが、非常にすばらしいことをやってはるわけですね。

いっぱいそれぞれのご事情はありますけれども、本当にその職員の中、また退職した教職員の方々に、それなりの能力を持たれた方もおられると思いますね。

そういう方々が、教育委員会が募集して、やっぱりそういう方々も、地域に何とか自分の力を発揮したいという方々もおられると思いますし、それから職員の中でも、本来私は教師になりたかったけど、こういう形で職員になっている、またそういう教職を、せっかく自分の資格を持っているんだから、何らかの形でこの市に対して還元できないか、そういう力を発揮できないかという方もおられると思います。

そういう方々を発掘されて、そういう学習サポーターにやってもらうという形が、私はベストちゃうかなというふうにも思いますし、現実にはさっきも言いましたように、羽曳野市ではそういう形をやっ

ておられるわけです。

それに関してちょっとお考えを、そういう形でその多くの市民の皆さん、また職員の皆さんにそういう支援をいただけるような、そういう要請をするようなお考えはないかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、安全対策の件ですけれども、管轄がちょっと違うという形で、でも子どもたちの安全に関しては、私はそういう役割分担は必要かもしれませんけれども、そういう点は総合的に物事を考えていただきたいなと思います。

公園やったら公園みどり課ですか、そこがやるべきやとか、そういう問題じゃなくて、子どもの安全・安心というのは、これはすべての方々が一緒にやっていかないかんというふうに思うわけでございます。

それからカメラの設置ということで、具体的に例を出させていただいたわけですけれども、ずっとカメラを見て、つきっきりで監視するというのではなくて、当然、今、コンビニとかそういうところでもやっているように、そのカメラがあることによって抑止力、それからもしか犯罪とか、もしか事件があったときに、そのカメラを見て、残っているそのテープを見ながら、それに対しての解決する方法もあるわけです。

そういうことで学校内のそれなりの箇所、子どもたちが集まる箇所に対して、そういう将来的に、今はそういう形ですぐにはできないかもしれませんが、そういう形のカメラの設置ということが必要ではないかというふうに思います。

また学校の警備の方が、もう10時以降は帰られて自動警備になるんでしょう。でもそのあと、学校にさまざまなことで、何らかで侵入してこられる方もおられる

と思いますし、そういう防犯の面でもやっぱりそういうことも必要やと思います。

またちょっとコンビニの前に集まっておられる、夜11時12時でも集まっている小・中学生がおるわけです。そういう方々がまたその学校のところに行かれるということもあるわけですから、そういう点の解析とか監視的なことと抑止力的なことで、カメラを設置してほしいなというふうに、これも要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、教職員の福利厚生ですけれども、過去において監査請求が出たということは、何らかの形でやっぱり市民はその件に関して非常に疑問を持っているわけなんです。

当然、福利厚生がすべて要らないとは言いませんけれども、そういう点で、今、このような状況の中で、その点はきっちり慎重に、またその中身をしっかりと吟味して、こういうふうに出さないかんのやとか、そういう法律でどうこうやからせないかんのやというような状況じゃなくて、今の社会状況とか考えたときに、それが適切かどうかということ、しっかりとこれ、判断していただきたいんと思うんですね。

だから、そういう点から踏まえても、これからまた今の福利厚生を続けるということでしたら、余計に、どこからつかれてもしっかりと答えられるような内容、充実をしていただきたい、これは要望しておきますので。

それから、教育指導研修事業ですけれども、本当に学校の先生は大変な、受難の時代と言いますか、本当に大変なこと、我々もよくわかります。さまざまな点に対応していかんなくてはならないということは、非常に大変というふう実感し

ています。

ただ本当に、先ほど先生おっしゃったように、底辺のね、底辺言うたら非常に言葉は悪いんですけども、学力が非常に低い子どもたちを中心に、何とか底上げをしようやないかということらしいんですけども、それも当然必要なんですけども、ただ僕はよくできる子どもたち、それなりに学力が進んだ子どもたちがそれならそこで足踏みをしてもいいのか、その子どもたちはそしたら学習塾へ行ったらいいのかというふうなことではこれはいかんわけであって、底上げをしたら上も上がるという、非常にそうなたらすばらしいんですけども、なかなかそうは、不公平感をやっぱり抱いてしまうことが懸念されるわけですね。

そういうよくできる子どもたち。だから、その辺はしっかりとバランスよく対応していただきたい。

さっきも言いましたように、教員の数、人員とかもう配置が大変やから、そこに集中せないかんのやというんやったら別やけど、ただ本当に不公平感だけは残らんようにしてもらわないかんわけですから、その点、ちょっともう一遍ご答弁いただきたいと思います。

部活動の件なんですけれども、いろんな知恵を絞ったらいろんなことができるというふうに私は思います。

例えば外部指導員という制度があるわけでしょう。当然、クラブで外部指導員という方で、もしくはそういう方がおられたら、そういう方をお願いして。

また場所がなかったら、市内の体育施設がこれから少なくなるということで、みんな苦慮するということですが、さまざまな施設を利用して、そのクラブ活動を、クラブをつくってほしいというような意欲を持った子どもたちに支

援するのが当然でありまして、ただ現状でできない、できないと言うとったら、いい芽を摘んでしまうわけですね。だからそういう面でも、しっかりとやっぱりこれは支援していく必要があるんじゃないか、可能な限り追求していく、その可能なことを追求していくことが必要じゃないかと思うわけです。

例えば私は、自分のことですけども、剣道の指導をやっています。これ、来年度かな、今やってるんですがね。中学校において、もう柔剣道、これ必須ということになるわけですね。そこで授業としてやってるのに、肝心のクラブ活動としてそのクラブがないという、柔剣道のクラブがないというのは、これちょっとおかしい話ですよ。

そういう点から考えましても、何とか、今言うたように、可能性があるんやったら、その可能性を追求していくということが必要です。

できない、できないということより、まずできるという発想から、例えば準クラブにして2～3年様子を見て、それから継続的にそのことが可能やったら正式なクラブにするとか、外部指導員をどこか、またお願いして、そこから先生との関係プレーをとりながらやる方法はないのかとか、いろんなことを模索できると思うんですね。

そういう点から、ちょっともう一遍ご答弁をお聞かせ願いたいと思います。

それから、教科書採択の件はわかりましたけれども、またしっかりと厳正にお願いしたいと思います。

それから、学力定着度調査事業ですけども、非常に漠然と学力を上げていきますということでは、なかなか説得力がないんですね。

だから、私はその東大阪の例を出した

んです。しっかりとその目標意識、3年、5年という目標意識を持ってやるということなんで。だから、非常に今の現状が大変な状況というのは、これもわかりません。しかし、具体的にその高い目標を持つてとは言いませんが、ある程度具体的な目標、数値を上げていただいて、それに向かっていくということが当然これ必要だというふうに思います。

この学力というのは、本当に教育者としたら、学校教育が、学力つけるだけが教育じゃないというふうに思われると思いますが、しかし、ある程度目に見える一つの水準というか、保護者も世間もよくそれでわかるわけですから、そういう点の具体的な目標を立てる気はないのか、そのことだけちょっとお聞きしたいと思います。

それから、学校読書活動推進サポーター、子どもたちの読書に対する意識改革によって、読書に親しむ子どもたちがふえたということですが、どんな方がサポーターと言いますか、そういう方を選出されているのか、ちょっとそのことをお聞かせ願いたいと思います。

それから、スクールガードリーダーですね。先ほどの子どもの安心・安全にかかわってきますけれども、ある一定の時期になったら、例えばその摂津市の危ない地域言うたらおかしいんですけども、危険な箇所とか、問題がある箇所とか、そういうことをしっかりと表にあらわして、我々議員また保護者も見えるような観点から、結果をある一定の期間が終わったら出してもらえるのかどうか、ちょっとそのこともお聞かせ願いたいと思います。

学級補助員の配置事業ですけども、これは組織全体、学校の組織全体で対応していくということなんですけれども、

それが、僕もぴんとこないんですね。

例えば、ちょっと問題が起きた学校とか、学級崩壊になっているような学校に対して、それなりに支援して、それなりの人員を配置していくという形が、これ教育委員会からそういうふうに行ってもらおうというような形をとることが必要なんです。

学校の組織内でどうこう、私、そのご答弁がなかなか理解できなかつたんですけども、そういう配置を、例えばその部署がちょっと弱体してたら、そこを補強するという形を、当然教育委員会として学校に対してするべきだと思うんですけども、学校の組織内で組織の中に組み込まれてどうこうというのは、それがちょっと、意味がわからなかったんで、その辺、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、子どもの人権のこと、よくわかりましたけれども、本当に悲惨な事件がたくさん起きています。しつくと虐待との線がなかなかわからないこともありますけれども、ただ本当に敏感に、その辺は触手を伸ばして、いろんな目配りをしながら発見して、未然に防げるようにお願いしたいと思います。これ要望にしておきますので。

それから、就学援助の件に関してはわかりました。一応推移を聞いておきましたから。一時よりは悪くないということなんですね。結構です。

それから、給食残菜の問題ですけどね、非常にこれ、問題があると思うんですよ。

以前やったら残したらいかんという形で指導されてたと思うんですけども、今はされてないように言われていますけれども、我々日本人として、これ外国人もそうかもしれませんが、やっぱりこの御飯、この食べ物に関しては、私はです

よ、親から言われた教育の中では、やっぱり「残さずしっかりと食べなさい」という教育受けましたし、私は小学校の給食のときも、やっぱり先生がそういう形で指導されてましたし、全員が給食を残さないことが一つのクラスのステータスじゃないんやけどね。そのような形でいろいろ競い合った覚えがあるんです。

やっぱり食べ物、今、このような、世界にはいっぱいいろんな国がありますけれども、このようなことでちゃんと食べられる喜びとか、そういうことも、知育・徳育・体育・食育ということで、そういうことも踏まえて、その4本柱としてやったわけですね。だから、その中で非常に残菜が残っている小学校があるということで、それが当たり前みたいになってるような状況やったから、具体的に何とかせないかんと言うてはったわけですから、具体的にどのような形で、残菜が残らないようにするのか。

またこれ、鳥飼西小学校の残菜が多い。これ因果関係がね、民間委託だからという因果関係は、すぐに結びつかないとは思いますが、ただ現実問題として、これだけ残菜が出てるわけですね。これがもし鳥飼北小学校も民営化になって、また同じような状況やったら、これえらいことですね。

僕ら鳥飼西小学校で食べたときはおいしくいただきましたよ。おいしくいただきましたけれども、ただそういう点のことも危惧されるわけですよ。いろんな要素があると思えますけれども。だからそういう点、ちょっともう一遍ご答弁いただきたいなと思います。

それから、中学校夜間学級生徒に対する補助金で、これは市独自でやらないかんということなんですけども、それやったらそこまで、大阪府の補助がないのに、

市独自でやっていかないかなのかなという疑問があるんです。

そこまでせないかん事業なんかなというふうに思いますので、ちょっとその辺、具体的にどういうことをやってはるのかということも踏まえてご答弁いただきたいと思います。

それから、摂津音楽祭の件なんですけれども、毎回、こういう質問しておるんですよ。

費用対効果と言いますかな。だから、良い催し言うのはもう、多分100人に聞いたら100人とも「良い催し」というふうにご返事が返ってくると思うんですけれども、ただ費用対効果ということを考えたら、余りにもこの摂津市に、これね、ふさわしいのかなということがあるんですね。

非常にひっ迫した家庭内の状況やのに、ベンツ乗ったりポルシェ乗っとったら人が笑うように、そういう点で、我がまちにこれだけの費用をかけて、これだけのものを残すことが、本当に今の状況の中で必要かなというふうに疑問があるわけです。

それは費用対効果が、全市民に対しての効果が出てないからそういうふうに思うわけでありまして、その辺がもうちょっとその内容等を、将来的に財政状況がよくなったら、これはまたまたそういう形でしたらいいんです。

内容的に、もうちょっと考えながら、また審査員の方もその審査料をちょっと考えていただいたり、そういう工夫をして抑える必要があるんじゃないか、予算を抑える必要があるんじゃないかというふうにと思いますが、その辺、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、子ども会の育成事業なんですけれども、私が言わんとすることは、

多分すごくわかっていただいていると思います。

そのことを、例えば野外の活動サポーターみたいな感じのことを知らん人も多いわけですね。それが、例えば市子連に全部入るか言うたら、入るところもあれば入らん子ども会もあるわけですね。そういう点、しっかりとPRしていただいて、「こういうこともあります、ああいうこともあります。だから皆さんに対してはこういう支援をしていきますよ、言うてくださいよ。」というような姿勢がなかったら、こういう子ども会組織いうのはもうなくなってしまいうんじゃないか。近い将来なくなってしまいうんじゃないかという、非常に私は危惧を持ってるわけですね。

皆さんね、「私らは子どものときに、地域の大人たちからいろんなそういう子ども会活動で楽しい思い出がたくさんあったから、自分の子どもたちにもしっかりとその思い出を残してやりたい、その気持ちで一心得やってるんやけど、私は非常に昼もパートで働いて、家のローンを払わないかんし、やっぱり子どもたちの将来の学費のことも考えたら一生懸命働かないかん、その中で土日はゆっくりしたいんやけど、子ども会のこれを仕事をする、そのことが非常に日に日に負担になっていってしまうんです」というような方々が多いんですね。

だから、笑顔がない。みんなが集まったときに、深刻な表情の方が非常に多い。私がちょっと茶化して笑わせたりしてるんですけれども、でも非常に今、そのような状況が今、子ども会にあるということですので、その点を何回も言うようですねけれども、もっともっと積極的にPRし、もっともっと何が支援できるかということを真剣に考えていていただきたい、これ要望にしておきますので、よろ

しく願います。

それから図書館の件、わかりました。図書館は本当にまちの文化のバロメーターですから、より多くの市民にもっともって利用していただけるような、さまざまな事業展開をしていただきたいなと思いますので、これ要望しておきます。

それから、補正予算の件ですけども、これ、非常に減額補正が大きいので。ずっと答弁してはったけど、そういうことが予算立てのときにわかれへんかったんかなと思いますわな。これ、いろんな補正に全部つながることですけども、高額の減額補正に関しては、もうちょっと一つ一つ吟味して、補正を出してもらわんと、今、説明されとったんやけど、何でそんなことわからなかったんやと、僕は思いますね。

行政はひっ迫しているから、何とか予算を、むだな予算を削減、削減って言うてる中で、このような高額補正が出るというのはですね。説明聞いたら、ちょっとそれ聞いたらわかることですよ。事前に現場の方から聞いたらわかることですよ、これ。そんなことが、やっぱりこう、こんな言うたら非常に申しわけないけど、お仕事に出てくるわけですよ、これ。これはもう、全体的に言えることですけども、皆さんのお仕事の姿勢にかかってくるんですよ、これ。だからその辺は、しっかりとふんどしは今、してはれへんけど、パンツのひもをぐっと締めて、しっかりとそれやってもらいたい。そのことは要望しておきますので。

以上で2回目終わります。

○柴田繁勝委員長 答弁をお願いします。

前馬課長。

○前馬学校教育課長 それでは、渡辺委員の2回目の質問にご答弁申し上げます。

まずは、まなび舎Y o u t h等にかか

わって、さまざまな方にボランティア等要請しないのかどうか、羽曳野の例も挙げてご質問されていた件について、お答え申し上げます。

実は、退職教員への呼びかけは、退職教職員の会を使って行っております。1年生の学級補助員であるとか、読書サポーターについても、退職教職員の協力が随分多うございます。羽曳野のようなことができるかどうかは別としまして、もっと地域の方も協力しようかというような雰囲気づくりももちろん必要ですし、さまざまな方に興味、関心を持っていただけるような工夫を今後考えてまいりたいと思っております。そのことが全体的なこの摂津の町の教育力の向上にもつながるんじゃないかと思っております。

次に、教育指導研修事業とかかわりまして、よくできる子をどうしていくのか、この不公平感の問題、これはまさに授業力の向上、授業改善だと思っております。と言いますのも、教員自体のその授業を教えることのできるレベルの向上を図らなければ、すべての児童・生徒が満足できる授業はできないと思っております。そんな意味では、教員の専門性の向上も含めて、授業力の向上を図っていきたい。もちろん我々は、すべての子どもにわかる喜び、できる喜びを味わわせたい、そう思っておりますので、そのことについては、教員の指導力向上をもって図っていきたいと思っております。

次に部活動です。非常に悩ましい問題ではございます。と申しますのも、学校を離れて、例えば野球がしたい、サッカーがしたい、剣道がしたい、そのような人達が集まって行うのであれば、これはいわゆる地域のクラブチームの活動であると思っております。ですから、学校の部活動でありますから、あくまでも学校が中心に

なる、学校教育の一環として行われなければならない。そういった意味で、教員がいないとか、場所がない、そういうお答えになってしまうことについてもご理解いただきたいと思っています。

ただ、部活動によって学校が再建された、あるいは部活動によって子どもたちが生き生きした、こういったケースも多々ございますので、何もかも無理であります、無理でありますということではなくて、方法は探っていきたいと思っています。

現在行っております部活動の外部指導者の派遣事業についても縮小するのではなく、維持しながら部活動の維持発展に努めてまいりたいと思っています。

次に、目に見える水準ですが、学力定着度調査事業、国の学力調査もそうでございますが、学力調査等するとき、最初からできなくてもいいとか、こんなことで調査をするわけではございません。例えば国の平均であるとか、府の平均であるとか、それを下回りなさいとか、そういう意識は全くございません。大阪府の教育力向上プランでは、年度を決めて全国平均を上回る、無解答率ゼロを目指す、このようなことを目標として挙げております。

私どもとしましては、何が本市の学校について一番わかりやすく目に見える水準か、もう一度検討させていただきたいと思っています。正答率30%未満をゼロにしたいと、以前から申し上げたこともあるんですけども、それも含めて、こういったことを全体として目指すか、また個々はこういったことを目指していくか、わかる形でお示しできたらと思っています。

ただ、これにつきましても、先ほども申し上げましたが、本当に全国と比べま

しても二極化、あるいは拡散化が進んでおる状況で、その目標設定が適切かどうかも含めて、分析しながら判断させていただきたいと思っていますが、わかりやすいものは必要かと考えております。

それから、スクールガードリーダーにかかわりまして、さまざまな危険箇所等の公表ですね、これは安全マップ等、そういったものを作成もしておりますし、何らかの形でわかるようにはしていきたいと思っています。ただ、片方で、一つあったらここは危険な地域やからと、違った目がまた出てくることもございます。そのようなことがないようにも配慮しながら、何らかの啓発等ができるように努めてまいりたいと思います。

それから、学級補助員の組織的な対応、少し私が言葉足らずで申しわけございませんでしたが、何か問題が起これば人を配置すればいい、それで解決だということではなくて、問題があれば組織的な対応が必要である、そういう体制があるところにこそ人の派遣が意味がある、そういう意味でございました。ですから、現在配置しております学校も、そういう組織的な対応ができておりますので、配置したところでは、つついお任せとか、だれかやってくれば、その人に任せてもらって、助けてもらったらいという感覚になりがちなものがございますから、そういうご答弁を申し上げました。ご理解賜りますようお願いいたします。

それから、給食の残菜にかかわって、私の方からもご答弁させていただきませんが、現在鳥飼西小学校では、給食にかかわっては「もったいない運動」というのを現在取り組んでおります。給食の残菜調べを毎日行う中で、少しでも減らそうと、このような取り組みもしております。

給食そのものは非常に子どもたちに好

評です。しかし残菜が多い。これは食べる時間というものを教員がいかに関心しているか、こういったことも反映していると思います。したがって、現在、例えば配膳ですね、こういったものにも非常に力を入れて、教員取り組んでおりますが、この落ちついてじっくり食べる、感謝しながら食べる、こんな取り組みも強化することが、残菜を減らすことにもつながるのではないかと考えています。

現在、食育の取り組みで鳥飼西小では、来年度に向けて給食というものを大事にしたい、給食時間が楽しいものになるように取り組みを進めたい、このような計画も上がっておりますので、今後の推移を見守っていただけたらと考えています。

すいません。読書サポーターの件は先ほども申し上げましたが、退職教職員等がかなり入っておりますし、また司書の資格を持っておられるような方からも応募いただき、配置しております。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります2点について、ご答弁させていただきます。

まず、1点目は学校開放登録団体の件でございますけれども、学校開放登録団体については、毎年登録を更新をしていただいております。

登録希望団体は、登録の申請書、これに利用責任者、スポーツの種目、また会費をとりますか、コーチへの謝金などがありますか、そういった項目に記入をしていただいております。また徴収する場合であれば、どのような使い方をするのか、また金額はどれくらいですか、そういったことを記入していただいております。

その中で、学校開放の趣旨、要綱第8条にあります交通費等常識を超えない範

囲程度の謝金、これにそぐわない金銭等の受け取りがある場合は、個別に開放委員会、教頭先生を中心に各団体へ指導していただいております。

常識を超えない範囲での謝金は認めておるんですけれども、謝金額については金額の定めはしておりません。近隣市もお聞きしたんですけれども、同様に学校開放を行っていただけますけれども、本市同様、講師謝金については一定の金額を常識の範囲内でのということは認められております。ただ、会員がふえればその分講師謝金がふえるといった形態ではなしに、会員数にかかわらず、常識の範囲内での講師がお受け取りになる金額であれば問題ないかなと考えております。

この開放委員会の申請書については、生涯学習スポーツ課の方にも回っておりますので、その中で個別に課題がある、問題があるなと判断する場合は、私どもの方も個別対応していきたいと考えております。

音楽祭の費用対効果の件でございますけれども、音楽祭については毎年、予選を3日間、本選を1日といったやり方で行っているんですけれども、これは当初から踏襲してきたやり方でございます。毎年、音楽祭の運営方法については、音楽祭運営委員会というのを結成いたしまして、開催方法について議論しているところでございます。また、平成20年度から、音楽祭の来場者の方、出場者の方を対象としたアンケート調査にも取り組んでおります。

そういった中から、昨年、先ほども申しましたけれども、市内出場者の出演料の減ですとか、子どもたちを対象としたチャレンジコンサート、そういったものが生まれてきたものでございます。

音楽祭の委託料695万円のうち、3

50万円程度は委員ご指摘のように、審査員の報酬なり、金賞、銀賞受賞者の方への賞金等に充てられております。そういった金額については、一定レベルを保つためには、必要な経費かなと考えております。来年度は摂津音楽祭25回という節目の年にも当たりますので、音楽祭運営委員会の中で、より市民に還元できる、市民にとっての音楽祭となるような内容となりますように議論していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 渡辺委員の2回目の質問にご答弁申し上げます。

食育の部分については、学校教育課長からも答弁させていただきましたが、学務課といたしましても、今後学校栄養士、栄養教諭とも協力しながら、食べ残しをなくすという観点でその食育に何らかの取り組みを行っていきたいというふうと考えております。

ただ、ちょっと1点ご理解いただきたい部分が、渡辺委員も持っておられる、キログラム、グラム、それが多いいのか、少ないのか、どの程度のものなのかというところが、その残菜というものが、当然水分というのが含まれます。

それをどの程度切れるかという問題もございまして、常にクラスでは欠席者というのがおられますので、その部分とあと予備をみている部分、牛乳だったりパンというのは当然予備をみておりますので、その部分との兼ね合いもございまして、大体ですが、食数の1割の部分については仕方がない部分であるのかなというふうには考えておりますので、その辺少しだけちょっとご理解いただければと思います。

それと、夜間学級の就学援助の部分で

ございまして、確かに府が実施をしていたものを市町村が継続してすべきかという議論は、府内でもございました。ただ、中学校の夜間学級に通う生徒さんというのは、戦後の混乱期等にさまざまな理由で義務教育を終了できていなかった方の在籍が多く、平均年齢も高く、経済的に余裕がないということもございまして、人権的な配慮も踏まえながら実施ということで、各市調整をしたということもございまして、

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 安全対策事業に関しては、わかりました。2回目で要望にしますね。

それから、部活動の件。もう本当に苦慮されているし、いろんな要望があって、それをすべて全部お聞きしましょうかというのは、到底不可能というのはよくわかります。

ただ、僕ら剣道の例を挙げさせていただいたら、非常に優秀な子がおりまして、この前、警察の大会でうちの摂津市が準優勝したんですよ。これまで摂津市は、「かもねぎや」とか言われて、いや本当に弱かったんですわ。それが実際の話、準優勝して、その子どもたちが現実に自分らの中学校から出たいって言うてるんですね。

自分らの中学校から出て、自分の愛校心やないんやけれども、学校の看板を背負って、試合に臨みたいという方々が多いわけですね。

これは私の個人的な一つの事例から出しているんですけども、そういう点からこの子らの可能性をいかにもっともっと広げてあげられへんかということで、当然指導者としてはそういうふうを考えるわけであって、保護者もやっぱりそういうふうにと考えると、思います。

だから、そういう方々がほかの競技にも多分おられるというふうに思いますし、ほかの団体にもおられると思いますので、そういう点はしっかりと、やっぱり何とか支援できるようなクラブ活動ができるようなことを、ある程度もう一遍考えていただいて、外部の指導者もやっぱり協力者も、多分そういう協力は喜んでという方も多いと思いますので、そういうご協力を得ながらやっていただきたい、考えていただきたいと、これも要望をしておきます。

もうほとんど要望にしておきます。

それから、再質問せんかった分は皆要望やと思ってください。

それから、ちょっと言い忘れてたんやけど、教育研究所の、学校の先生方の悩み相談ですけど、あれは本当に非常にショッキングなことを聞きましたので、非常にその点は、若い先生方を何とかみんなで支えていくような体制を、教育委員会ですってあげていただきたいと思います。要望しておきます。

それから、学習サポーターの派遣事業、これもよくわかりましたので。受け皿がちゃんとしたところに派遣した方がより効果的やということなんですね、結局は。それはよくわかりましたので、結構です。

それから、学力定着度の件もよくわかりました。目標を、これから何らかの形で目標を持っていきたいということで言うてはりましたので、やっぱりそれは必要だというふうに私も思いますので、その点は強く要望しておきます。

それから、音楽祭の件に関してですけれども、講師謝礼ですか、多分、その講師の方々、音楽にすごく精通して、この音楽祭に思い入れがある方々だというふうに思います。

そういう点で、このような今、摂津市

の状況やから、講師謝礼に関しては、また出場者の賞金に関してはねも、やっぱりある程度考えていく必要があるんじゃないかと思います。

それはそうでしょう。費用対効果じゃないんやけど、そんなお金があるんやったら、私のとこの家庭、何とかしてという市民もたくさん出てくるわけですね。

だから、その僕は音楽祭を、最初も言いましたように、残すべきやと思います。残すべきやから、余計に理解を得られる方法をいろいろ考えないかんわけ。

その中でこの講師の謝礼が高いことになったら、やっぱりそれに対しての反発が出るわけですから、その点はこういう形で理解していただいて、ここまで抑えましたよということが必要じゃないかと思うんですね。

この音楽祭、生き残ることが大切なわけですから。そのことをやっぱりしっかりと言うていくべきやと思います。その辺も要望しておきますので。

それから、夜間学級の生徒支援、昔、そういう義務教育を終了できなかった方々、そういう形で夜間学校に通って、昔できなかった授業をいろいろ受けたいたいという気持ち、これは当然よくわかります。でもこれ、大阪府がやってきたわけですからね。大阪府がやって、「皆さん頼みますよ」言うて、皆さん、「はいわかりました」言うて同意してやっている。大阪府が「できません」と言われても続けている。

その気持ちはわからんでもないけど、大阪府からは、「その気になったらまたやってください」という形にされている。

「大阪府が打ち止めになるんやったら、うちはちょっと置いときます」というような、意思表示もやっぱりしっかりと大阪府にすべきやと思うんです、しっかり

と。

だから、気持ちはものすごくわかりま  
すけれども、非常に身勝手な大阪府やと  
私は思うわけでありまして、大阪府に対  
してそういう意思表示だけはしっかりと  
やっていただきたい。これも要望してお  
きます。

それから、給食の件も、わかりました。  
何か、私はそのグラム数がどうこうい  
うことを言うてないんですよ。そんなこと、  
水が多いとか、そんなことやなくて、実  
際、こういう数字としてあらわれること  
は、いろいろ説明された中で、ご答弁さ  
れた中で理由は理由としてわかるんです。

そういう観点じゃなくて、やっぱりそ  
の給食をを残す、それがそういう形で出  
てしまった限りは、それは減らすとい  
うことをしなくちゃならないということ  
を言うるのであって、先ほど前馬課長が  
おっしゃったように、これはやっぱり食  
育ということで、これからしっかりとや  
っていくということですので、これは大切  
なことだと思うんですよ。だから4本柱  
になったと思うんですね。

だから、時間をかけて、ゆっくり食べ  
とるから残すんやなんて、何かそれもちよ  
とおかしい話やし、談笑しながら食べる  
んやというの、それはいいんですけども、  
ただそういう点でしっかりとこれは  
またやっていただきたいと思ひますし、  
今後も私は推移をしっかりと見ていき  
たいと思ひますので、よろしくお願ひ  
します。

もうあとは結構です。これで質問を終  
わります。

○柴田繁勝委員長 それでは副委員長。

○大澤千恵子委員 もう先ほどからた  
くさんご意見、ご質問が出ております  
ので、私は大枠二つだけご質問させて  
いただきたいと思います。

まず一つは、教育研究所、今回の補正  
予算にかかることなんですけれども、こ  
の教育研究所の移転について、この事務  
事業費が計上されておりますけれども、  
この教育研究所は17年間鳥飼の方で設  
置されていたということで、今回移転に  
伴いまして、こちらの方の冊子の中にも  
ございますように、学校や家庭、子育て  
を支える機関として再構築していくとい  
うことが書かれてあります。

今回、移転に伴って、さらなる拡充、  
そしてさらなる展望みたいなものがあ  
ればまずお聞かせいただきたいというこ  
と、それからその跡地に関して、今後ど  
のように利用されていくのかということ  
をお聞かせいただきたいと思ひます。

そしてもう一つ大枠で、平成14年に  
完全実施されました総合的な学習が、  
今回学習指導要領の改正に伴いまして、  
時間数が高学年で40時間削られている  
ということをございまして、この削られ  
た総合学習の時間を、今度は数学や国  
語に使用して、詰め込みでなくじっくり  
学習に取り組んでいくということを使  
われるということをお聞ひしております  
けれども、逆にこの数学や国語に使  
った時間の残りのこの総合学習の時  
間をどういうふうに使っていこうとい  
うふうなことをお考えなのか。

市として、例えば、先ほどから食育  
の話が出ておりますけれども、この食育  
の話、例えばこの総合学習に使って  
いくのか、もしくは昨日、摂津市駅が  
開通いたしましたけれども、カーボン  
ニュートラルステーションということで、  
この摂津市全体が環境対策に、市民の  
皆さんも企業も、それからいろんな  
方にこの環境の問題を提示していく  
ということで、市民の方にも環境意  
識を高めていこうということであ  
れば、子どもたちにも環境教

育ということをしていく方向もありだと思っただけですが、そういったところを、例えば総合学習の中に入れていくのかというような、ちょっと方向性をもしてお考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。大枠二つです。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午後4時54分 休憩)

(午後4時55分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

大場部長。

○大場生涯学習部長 先ほどの教育研究所の跡地利用ということで、担当としての希望なんですけれども、先ほども埋蔵文化財の話の中で、出土したものを展示する場所というようなことで、教育研究所の1階、平屋になっておるんですけれども、その場所をお借りして、お借りというか、利用して展示なり、今まで集まっているものを、ちょうど横にプレハブもありますので、そこに収蔵していきたいというようなことの希望は持っております。

あと、福祉の方でも何か使いたいというふうな話もちらっとは聞いておるんですけれども、その辺また庁内的に調整していきたいというふうに思っております。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 研究所のこれからの展望ということでございますけれども、何よりもやはり学校、そして保護者、市民から頼られる研究所ということで、いわゆるグレードアップを図りまして、教育センター化構想ということで、進めてまいりたいというふうには思っています。

中身といたしましては、先ほどもご答弁させていただいたとおりなんですけれども、カリキュラムセンターとして、それぞれの研修だとか、そして教育情報の

提供だとかいうことで、学校支援という部分と、市民に対しまして、いわゆる教育の情報、そして学びの場をつくっていくという部分、そして教育支援センターといたしまして、従来、十分活用し切れなかった部分も、反省もございまして、いわゆる適応指導教室だとか教育相談会場だとか、いろんな施設的なもの、そして人的なものも含めて、いろんな多様な状況に対応ができるようなものに変えていきたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 総合的な学習の時間が、今回の学習指導要領改定に伴った移行措置、あるいは完全実施の中で時数が減っておりますが、この時間減はほかの教科領域に回ったということもありますけれども、根本的には枠組みが変更された、ご理解いただきたいと思っております。いわゆる活用力をはぐくむ場が総合的な学習の時間であると言われておたんですが、その活用力については各教科で完結しよう、ですから教科の時間が必要である、総合的な学習の時間については、おっしゃったように例えば環境の問題、あるいは食育の問題ですね、自分の将来の生き方につながるような学習を行っていく、つまり探求していくような、そんな時間にすることでさらに有意義にしようというふうな枠組みの変更でございます。

環境教育や食育等にかかわって、これは枠組みはあくまでも指導要領にも定められておりますが、各学校において目標設定や内容を設定するものでございます。

また、重要な課題の一つであります環境等、あるいは健康については、重要なテーマの一つとして取り上げられておりますし、現在も各学校ではこのようなテーマについて取り組んでおりますので、今

後も教育委員会でも支援してまいりたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 大澤副委員長。

○大澤千恵子委員 わかりました。教育センターの方の人件費で2名という計上がされているわけなんですけれども、実際には、今、展望として考えられている内容に関して、どれぐらいの人員がその中で必要だというふうに考えられているのか、またその人員に関してどういうふうに、ボランティアの方も、もちろんいらっしゃって、学生さんのサポーターもいらっしゃるといことなんですけれども、その構成というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○柴田繁勝委員長 馬場部長。

○馬場教育総務部長 職員の問題にかかわりますので、前段、私の方でお答えさせていただきますんですが、実はこの関係は、四次行革の組織変更にも非常に大きく関与しておりまして、我々は四次行革は削減だけではなくて、その削減する中で生み出した人員について、やはり教育の向上にも使いたいというような提案を差し上げております。

その中でこの教育研究所を教育センターとして機能充実、新たな展開をしたいということを考えておりますが、現状のやはり職員ではどうしても足りない部分も出ますので、そのあたりは四次行革の中での職員構成は、全体の中になりますので、ここで直ちに何人というのはちょっと申し上げにくいんですが、教育委員会としてはやはり今まで以上の組織にできればお願いしたいという希望は持っておりますので、今後は四次行革の中で煮詰めていきたいと思っておりますので、今のところはよろしくお願いしたいと思います。

○柴田繁勝委員長 議案第1号所管分及

び議案第10号の所管分の質疑を以上で終わります。

暫時休憩をいたします。

(午後5時2分 休憩)

(午後5時3分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第30号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ある方はどうぞ。

安藤委員。

○安藤薫委員 ちょっと確認という意味でご質問させていただきたいと思えます。

この30号につきましては、先ほどからもいろいろな議論がありましたが、私立幼稚園児の保護者の補助金の条例が変わるといことなんですけれども、これまでその補助金の交付が、教育委員会会則、規則だったものを、市長の方に、本来市長が決めるものだということで、これまでにはちょっと不備があったということでの改正だというふうに認識しているんですけれども、その辺、ちょっとご説明いただけたらと思えます。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 そうしましたら、私の方からご答弁申し上げます。

この私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例でございますが、条例上で上限金額を定めて、その範囲で市長が定めるといことにしておりますが、実際には教育委員会規則で金額の内訳を定めているということになっておりますので、この部分について、補助金の額の決定から金額の交付ですね、すなわち予算執行までの市長の専属的な権限を教育委員会が担う趣旨の例規となっているところで、その辺の文言の矛盾を訂正させていただくということでございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 大体わかるんですけども、例えばこういう幼児教育の分野で経済的に援助をしようというものについて、教育委員会としての趣旨でこういった制度がつくられているんですけども、例えばほかの教育委員会所管の分で、幼稚園の保育料の減免であったりとか、それからほかに給付で言うとどんなものがあるんでしょうかね。奨学金であったりとかいろいろあると思うんですが、そういったものについての規則等というのは、やはり教育委員会ではなくて、市長権限で、規則でというふうになっているんでしょうか。その辺、ちょっと確認させてもらいます。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 この保護者補助金の改正にかかわりまして、他の例規についても確認をしております。

奨学金の交付の部分は、少しこの部分と同じような趣旨、観点がございますが、これにつきましては、高校の無償化の部分の議論がございますので、その部分での改正ということも考えられますので、そのときにあわせて矛盾の部分についてはただしていきたいというふうには考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 奨学金のことで。全然話が変わっちゃうので。奨学金の条例についても、教育委員会の規則でとなっているけれども、これについてはこれから議論が深めていくということで、据え置いてあるという。今回はこの幼稚園の補助金交付条例についてを改正するというようなことでよろしいんですか。

○柴田繁勝委員長 馬場部長。

○馬場教育総務部長 基本的には今、大橋学務課長が言ったとおりなんですけれ

ども、今回、この保護者補助金を改正するのは、国の予算が通りましたら、直ちにこの金額を改正する必要がございますので、今回、改正をしておく。

あと残りですね。前段、市長の権限であるけれども、市から補助執行を受けている項目は10項目あります。今回、担当の方で調べさせますと、そのうち3項目が市長の権限であるけれども、教育委員会規則で決めてしまっているというのが、この保護者補助金と奨学金とあとは学童保育の部分があるんですが、これいずれも本来、市長権限であります。市の規則で教育委員会で補助執行を受けております。

ただし、補助執行を受けている分については、やはり市長の権限でございますので、規則もやはり市長の方で決めていただいて、その中から市が教育委員会が執行させていただくのが本来の筋であろうと。ですから、10項目のうち3項目だけ、そういう形で残っておりますので、今回、これを機に整理させていただこうと。

奨学金につきましても、今言いましたように、国の方で今現在、高校無償化の議論がされておりますので、当然その中で規則改正等もしなければなりませんので、それにあわせてさせていただこうと。

学童保育につきましても、行革の中で見直しがありますので、その必要な時期に改正させていただくということで、事務処理はしたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

(午後5時 9分 休憩)

(午後5時11分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後5時12分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田繁勝

文教常任委員 大澤千恵子